

江戸藩邸出土の儀礼道具

—揃いの磁器の使用モデルを中心に—

湯 沢 丈

要旨

本研究の目的は、これまで江戸藩邸における大名の武家儀礼道具と想定されてきた一括出土資料群の器種・法量構成の傾向から使用モデルを提示することである。

そのために従来の武家儀礼道具と評価された研究成果を踏まえ、先の資料群の類似例を集成・分類し、儀礼的性格の強い要素を再抽出し、器種・法量組成に着眼し、その様相を類型化し、年代的経過を明らかにした。また武家の儀礼に関わる文献史料から、饗宴において用いられた器種・法量組成と先述の一括資料を比較し、類似性が高いことを明らかにした。そして先の一括出土資料について、各類型における使用モデルの提示を行った。

1. はじめに

本稿の目的は、これまで江戸藩邸における大名の武家儀礼道具と想定されてきた一括出土資料群の器種・法量構成の傾向を抽出して、使用モデルを提示することである。そのために、従来の武家儀礼道具と評価した研究成果を踏まえ、先の資料群の類似例を集成し、儀礼的性格の強い要素を再抽出し、傾向と年代的变化を示す。

更に武家の儀礼に関する文献史料から饗宴に用意された器の数量と構成を割り出し、先述の一括出土資料の傾向と比較する。これにより、一括出土資料に対する使用モデルを提示すると共に、従来の儀礼道具という評価の妥当性を検証する。

1-1. 先行研究

1-1-1. 江戸遺跡出土遺物の研究

近世武家儀礼に関する考古学的研究は少なく、本節では藤本強と堀内秀樹、水本和美による研究を取り上げる。

まず藤本の御成に伴う一括廃棄資料の研究である。藤本は、文京区東京大学構内遺跡（以下「東大構内遺跡」と略す）、中央診療棟地点（以下「中診」と略す）の調査を担当した。ここで検出された「池」遺構からは、大量のカワラケ¹⁾・木製品が出土し、また紀年銘を有する木札が共伴する等、その良好な出土状況に基づく分析と紹介を行った（藤本 1990: 125-177）。藤本は当該資料を寛永6年（1629）4月に行われた將軍徳川家光と大御所秀忠の御成後の一括廃棄資料であると考え、土器・木製品の法量・技法・数量的分析を行

い、製作技法・集団、用途を、文献史料の記述を参考にしつつ考察した。藤本は一連の使用・廃棄が想定され、使用の場面が限定し得る一括出土資料を取り上げ、文献史料を用いて用途を考察しており、このような分析の有効性を提示した。

次に堀内秀樹の武家儀礼に関わる陶磁器の研究を挙げる。堀内は東大構内遺跡の中診 L32-1、病棟地点 C2 層と D 面焼土出土の遺物を比較し、L32-1 と C2 層には次の共通点を見出した（堀内 2005: 548、番号：引用者）。

- (1) 遺物群は大皿を含む磁器皿類が多く、偏った胎質・器種構成を示している
- (2) 遺物群は高級磁器製品がその主体を占めている
- (3) 皿類の多くは揃いで使用・保管されている
- (4) 皿類の法量は、6～7寸が主体を占めている
- (5) これらは装飾品ではなく実用品として使用されている
- (6) これらは加賀藩・大聖寺藩の御殿で使用されていた可能性が高い

因みに C2 層は、前田家（金沢）本郷邸の御殿空間とされる調査地点との遺構間接合例が確認されており、御殿での使用・保管が想定される。

一方、D 面焼土層は陶器が多く皿・鉢以外にも碗、瓶、壺・甕、挿鉢等、また土器も一定量含まれる点等、先述の特徴と対照的である。本焼土層は足軽・聞番の長屋に位置し、彼らの使用していた資材であることが指摘されている（成瀬 2000）。このような足軽層の生活道具と想定される D 面焼土層に含まれる遺物と、大名屋敷内の御殿での使用が想定されている L32-1 や C2 層の遺物とは様相が大きく異なる。

堀内は、このような陶磁器の使用について、藩邸内における大名とその家族の行事・儀礼が想定できるとし、大名（とその家族）の人生儀礼、年中行事等について文献史料を引用しながら紹介し、大名同士の間際も挙げた。そして、これらの磁器製品は、行事に使用するために必要な什器であり、大名にとって行事や付き合いの道具（tool）であったと見ることができると指摘した。

このような藩邸での行事や交際は、他藩の藩邸でも行われていたと想定できる。そこで堀内は、類似資料として港区汐留遺跡 6I-060、6I-521（伊達家（仙台）上屋敷）、新宿区尾張藩上屋敷跡遺跡 149-3N-5（徳川家（名古屋）上屋敷）等、主に 17 世紀後半と 18 世紀の資料を挙げた。そして、このような類例の存在は、江戸の大名藩邸で行われた行為が共通のものであり、その行為の様式が江戸時代を通じて変化がなかった証左であると指摘した（堀内 2011：201）。

その後堀内は、このテーマに関連した考察を続け（堀内 2007, 2009, 2011 等）²⁾、輸入磁器を取り上げた論考では、大名屋敷から儀礼道具としての使用を想定できる一括資料の特徴として、次の 4 点を挙げた（堀内 2013：165、番号：引用者）。

- (1) 遺物群は大皿を含む磁器皿・鉢・坏類が多く、偏った胎質・器種構成を示している
- (2) 遺物群は上質な磁器製品がその主体を占めている
- (3) 皿・鉢・坏類の多くは揃いで使用・保存されている
- (4) 皿類の法量は 5～7 寸が主体を占めている

そして実際に東大 L32-1 や千代田区淡路町二丁目遺跡 4 面（火災資料）等の器種・法量構成と比較分析した³⁾。

以上の研究を経て堀内は、前田家（金沢・大聖寺）を始めとする大名屋敷跡から出土する、上質な揃いの磁器製品を主体とする象徴的な一括資料を抽出し、武家、特に大名の生活の特徴と絡めて考察し、身分（階層）的特徴として捉えた点に筆者は着目したい。また堀内の指摘する特徴が研究の進展によって変化している点を確認したい。便宜的に 2005 年論文を旧稿、2013 年論文を新稿と呼ぶ。まず項目数が 6 から 4 に減少しているが、これは東大構内遺跡（前田家（金沢・大聖寺）屋敷跡）を中心とした議論から、他の大名の江戸藩邸をも対象とする議論へと昇華したため、旧稿の特徴（6）が除かれている。旧稿特徴（5）は遺物そのものの特徴ではなく遺物の分析や文献史料を踏まえた考察であるため、新稿では特徴としては掲げられな

かったと推測する。

加えて本稿で筆者が特に取り上げたいのは、新稿特徴（1）と（3）そして（4）である。（1）と（3）は坏・鉢が加わり、（4）では法量が 5～7 寸と旧稿に比べて幅が広がった。これは恐らく、堀内が実際に定量的な分析をすることによって、坏・鉢類と 5 寸の皿が多く含まれているのを見出したためであろう。このような経過によって、先の一括資料群を武家、特に大名という身分（階層）に特徴的なものであると位置付けた。

3 つ目に水本和美の研究を取り上げる。水本は千代田区有楽町一丁目遺跡（以下、有楽町一丁目と略す）検出の 070 号遺構に含まれる陶磁器や、17 世紀に大名屋敷跡で出土した磁器を主体とする一括出土資料について考察を行っている（武蔵文化財研究所 2015；水本 2016）。

本遺構出土の遺物には被熱したものが多く、出土遺物の生産年代から明暦 3 年（1657）の大火後の廃棄による資料とされている。また埋没した時期に当地は藤井松平家（明石）の屋敷地であり、礎石の配置から御殿空間から検出されたと推測されている。

水本は、070 号遺構出土の遺物について、次のような特徴を挙げている（水本 2016：26）。

- (ア) 割れた状態にあるが遺構内では個体のまとまりを失わないものが多い、(イ) 同一器形・同装飾のいわゆる「揃い」が多い。接合して個体の復元を行っていくと「揃い」で複数枚を確認できた。(ウ)「揃い」の皿が復元できることで、保有されたセットの状態をある程度保っていることがわかる。ただし、(エ) 個体それぞれを見ると、ほとんどの部位を欠く、復元率の低い個体も存在する、このことから 070 号遺構の遺物は、（屋敷内のある場所に）保管された状態で火災に遭って被熱し、この片づけの結果として、070 号の位置に廃棄されたと考えられたのである。

つまり、揃いの存在等の出土状況から、まとめて保管されていた道具が、保管されていた状態を少なからず反映した形で遺構に廃棄され出土したと解釈できるという訳である。

070 号出土遺物は、磁器が主体を占め、生産年代は 17 世紀初頭から中葉頃までを中心とし、肥前磁器では古九谷様式の製品の 1650 年代後半が下限である。その器種構成では、食器類が目立ち、生産地、施釉・加色法、意匠の別なく、「大皿は 1 枚単位で、中皿は 5～30 枚程度の中で『揃い』としてセットで保有されていたとの予測が成り立つ」と述べた（水本

2016: 28)。

また江戸城跡汐見多聞櫓台石垣地点や千代田区神田淡路町二丁目遺跡 A 区 4 面焼土の遺物、前出の東大構内遺跡中診 L32-1 出土遺物を取り上げ、また明暦 2 年 (1656) 5 月 26 日に行われた 4 代将軍家綱の酒井家 (小浜) への式正御成が行われた際に使用された道具のリストを作成・引用し分析を行った。その結果、前掲堀内 2005 論文の 6 項目の傾向は「070 号遺構や、江戸城跡汐見多聞櫓台石垣地点の様相とも合致しており、1620 年代から 1680 年代始めまで、将軍家・外様の大藩・譜代大名などの武家で保有された高級磁器の持った役割には違いがないように思われる」と考察した⁴⁾。更に「譜代大名と外様大名の『格式の表現としての器』は、石高などの大きさによらず、身分によるものが大きかったことは、070 号遺構と東京大学本郷構内の遺跡などで彼らの饗応に使用されたと考えられる高級磁器食器が持つ一種の共通性からみえてくる」とした。そして、このような「武家身分の格式を表現した饗応の器は、ある程度の身分では保有する必要があったと思われる」という推測をしている (水本 2016: 31)。

すなわち、東大構内遺跡の分析を通じて堀内の挙げた諸特徴と、江戸城跡や複数の譜代大名屋敷跡の一括出土資料に共通性が見られるため、将軍家、外様大藩、譜代大名が保有した、これらの磁器類は同じ様な用途で用いられた可能性が想定できる。また、この類の道具に関しては、外様大藩と譜代大名では、石高の差等による違いが見出せず、「ある程度の身分では」これらの道具を保有しなければならなかったと推測している (水本 2016: 31)。

以上より、近世武家儀礼の考古学的研究では、藤本の御成に伴う一括廃棄資料の研究、堀内・水本の儀礼に関わる一括資料の研究がある。前者は一度きりの使用、後者は複数回の使用が想定できる。どちらも江戸遺跡で見られる特徴的な一括出土資料を取り上げ、その使用者、用途という使用モデルを提示した点が評価できよう。

藤本が詳細な分析を行ったとはいえ、執筆当時は江戸遺跡の事例が少なく、また同様の研究の蓄積がないため、他の事例との比較や近世を通じた様相の把握には至っていない。一方、堀内は大規模な大名屋敷跡の発掘調査で出土した 17 世紀後半～18 世紀を中心とした資料を取り上げ、水本は 17 世紀の資料を取り上げた。どちらも、網羅的な把握を行い、類似資料の存在、傾向の把握が不可欠であると考えられる。

加えて、御成や武家・大名といった用語を用いるな

らば、他の江戸藩邸で同様の道具立ての所有が考えられるはずである。これを明らかにするには、江戸遺跡における集成作業と、定量的な分析が最も妥当な方法であると考えられる。

1-1-2. 儀礼道具用途の妥当性

前項で武家儀礼に関する考古学的研究を取り上げたが、本項では江戸藩邸における武士の暮らしについての先行研究を取り上げる。武家儀礼に関する文献史学研究成果は 4 章で取り上げるが、出土資料の分析の前に、対象とする武士の暮らし、特に日常的な食事と行事・儀礼に伴う食事について取り上げ、確認しておきたい。とりわけ、堀内が取り上げた一括出土資料に関わるような儀礼・行事における陶磁器の使用、つまり大人数での食事の事例がないか探ってみることとする。

江戸時代の武士の暮らしに関する記述・研究は考古学・文献史学・民俗学といった学問分野を問わず多数ある。文献史料を用いたものでは、諸氏によって、食材・献立、調理法、日常食と非日常食の比較、出入の商人・職人について分析が行われている (宮腰 1968, 1971; 島村 1972; 丸山 1999; 岩淵 2004; 田嶋 1998; 江後 1999, 2012; 江後・上田 2011)。

以上の論文を見る限り、大名とその家族については記載するも、家臣を含めた大人数での食事について、殆ど記述が無いことが分かる。これは史料の性格と研究者の目的によるものだろう。

さて、一般的に翻刻され入手が容易な史料は、当時の権力または後世の編纂物であり、政治・支配関連史料が大部分を占めるだろう。また先行研究の対象史料も多くが未刊行である。ただし、幾つかの史料は刊行されていたので、これを取り上げ、筆者が目にした範囲で大人数での食事の事例について触れたい⁵⁾。

まず、宮腰・岩淵が取り上げた慶応 2 年 (1866) の安部家 (武蔵岡部) の記録である。原史料は戦災で焼失したが、復刻版が存在した (木津 1928)。実際に見たところ、基本的には大名と、その家族の献立を記載しており、偶に来客と思われる人物への食事も載っている。その他、行事によっては「列座」や「被下 (くださる)」と、家臣等向けの献立も記載されている。例えば「列座」は 6 回出現し⁶⁾、また 11 月 19 日は大名・妻の誕生日の祝いとして赤飯を合計 58 人に下さると記されている⁷⁾。

次に、島村が扱った坂井伴四郎 (徳川家 (紀伊和歌山) の藩士) の日記を取り上げる。本史料は坂井伴四郎の「江戸詰日記」ほか万延元年 (1860) ～文久元

年（1861）の日記であり、その翻刻を見ると、基本的に伴四郎は食材を購入し、調理・自炊、また外食している（林 1983）⁸⁾。

そして、丸山が「加賀藩邸年中行事階級別料理の記録」として引用した史料であるが、加越能文庫の複写を見ると「台所年中料理之品等二付窺基引之図」という名で整理されていた⁹⁾。本資料は前田家（外様、加賀金沢）のものである。家臣等の階級と、行事・儀礼における食事を表に記しているのが特徴であり、朱書で「此内一菜減、一汁三菜」（この献立の内から一菜を減らして、一汁三菜に改めるという意味）や「向後差止可申候」（今後は止めるという意味）等、一部献立の縮小を検討、決定した跡が見られた。

最後に、田嶋が扱った大聖寺藩御膳所の記録を取り上げる。田嶋は同藩江戸藩邸の「御膳所記録」天保7～14年（1836～43）を分析した。その論考によると、前田家（加賀大聖寺）の江戸藩邸で行われた定期・不定期の行事があり、この中で天保7年（1836）5月19日には誕生日の祝いとして36人に対し「赤飯」が提供されていた¹⁰⁾。

以上より、17世紀末の大名家台所の史料を最古として、主に19世紀の大名家と藩士の複数の史料について、日常的な食事と行事・儀礼に伴う食事の献立、参加者に着目して傾向性の把握を試みた。この結果、次の点が明らかになった。

まず、江戸藩邸の武士は通常、身分ごとに食事を摂ることである。大名の普通の食事や、行事・儀礼食は藩邸の台所が調理するが、それ以外の武士は自分で調達していた。次に、行事・儀礼時には、藩の台所が身分に応じて大名以下にも料理を提供することがあり、数十人規模にもなることがあった。

すなわち、江戸藩邸の武士は基本的に身分ごとに食事を摂るが、行事・儀礼の時には大名以外の武士にも料理を提供していた。その人数は数十人規模に至った。このため、江戸藩邸において、大名家の行事・儀礼以外に、大量の食器を同時に用いる機会は見当たらない。

従って、陶器や多様な器種を含んだ一般的に見られる遺構一括資料とは異なり、大量の磁器を主体とする特徴的な一括出土資料群に対して、堀内が想定した大名の武家儀礼という用途は妥当であると筆者は考える。

1-2. 問題の所在

以上から、これまでの考古学的な近世武家儀礼道具の研究は、17世紀後半を中心としたもの、出土状態に基づいた特定の事例の報告や、その性格についての

表1 江戸遺跡における皿・鉢多数資料と大皿・大鉢

No.	資料性格	資料数
1	磁器大皿・大鉢	549
	内、皿・鉢多数資料中	(247)
2	陶器大皿・大鉢	779
	内、皿・鉢多数資料中	(251)
3	磁器の大皿・大鉢を含む皿・鉢多数資料	68
4	陶器の大皿・大鉢を含む皿・鉢多数資料	122
5	磁器・陶器の大皿・大鉢を含む皿・鉢多数資料	34
6	大皿含まない皿・鉢多数資料	196
皿・鉢多数資料 (No.3～6) の合計		420

註：No.1～6は重複しない。

限定的な言及に留まっていた。しかし、その前後も視野に入れた、江戸遺跡における網羅的で具体的な把握が必要であると考えられる。なぜならば、先行研究で武家儀礼との関連が指摘された一括出土資料とその類似資料の定量的な分析によって、資料の属性における共通性あるいは差異、変遷を明らかにする必要があるからである。

ただし3章で詳述するように、将軍家御成を始めとする武家儀礼における飲食具は、カワラケ・白木の木器（式三献・七五三膳）、茶陶（茶事）、揃いの磁器類と漆器（饗宴）であるが、今回は揃いの磁器類を対象とする¹¹⁾。

2. 出土資料の分析

2-1. 一括資料の集成

2-1-1. 集成と年代決定の基準

・集成基準

堀内の一連の研究の中で取り上げられてきた一括資料は東大構内遺跡中診地点 L32-1、病棟地点 C2 層、港区汐留遺跡 6I-060、6I-521、尾張藩上屋敷跡遺跡 149-3N-5 等であり、先に引用したが特徴は以下の通りである（堀内 2013：165、番号：引用者）。

- (1) 遺物群は大皿を含む磁器皿・鉢・坏類が多く、偏った胎質・器種構成を示している
- (2) 遺物群は上質な磁器製品がその主体を占めている
- (3) 皿・鉢・坏類の多くは揃いで使用・保存されている
- (4) 皿類の法量は5～7寸が主体を占めている

これら特徴を有する一括出土資料を集成する前に、手始めに大皿・大鉢（口径30cm以上の皿・鉢類）と実測図上で皿・鉢類が10枚以上含まれる遺構一括出土資料（以下、皿・鉢多数資料）を集成した（表1）。2章2節で触れるが、筆者は大皿が非日常的食事用に使われる器種として想定しており、堀内の挙げた特

表 2 抽出一括資料の概要

遺跡略称	遺構	報文遺構廃棄年代	出土地	出土地詳細	行政区	備考
尾張 1	55-5J-5	17C 中、火災	御家人か	「松平大隅与力同心」	新宿	火災
尾張 7	149-3N-5	天和 3 年 (1683) 火災	大名	徳川 (尾張名古屋)	新宿	火災
汐留 1	6I-060	天明 2 年 (1782) か同 4 年 (1784) の地震か	大名	伊達 (陸奥仙台)	港	地震
汐留 2	5I-032		大名	伊達 (陸奥仙台)	港	被災
汐留 2	6I-521		大名	伊達 (陸奥仙台)	港	焼土
汐留 3	4J-151		大名	伊達 (陸奥仙台)	港	被災
汐留 4	5H-393	天明 4 年 (1784) 大火か寛政 6 年 (1794) 大火	大名	伊達 (陸奥仙台)	港	火災
汐留 4	6H-073	寛政 6 年 (1794) を下限とする火災	大名	伊達 (陸奥仙台)	港	火災
東大病院	L32-1	天和 2 年 (1682) 火災	大名	前田 (越中富山)	文京	火災
東大御殿	537 号	元禄 16 年 (1703) 火災	大名	前田 (加賀金沢)	文京	火災
日本橋一丁目	416 号	18 世紀前～中	商人	問屋の集中する商業地	中央	火災
蛸殻町一丁目	125 号	宝暦 10 年 (1760) の火災後の廃棄	大名	本多 (播磨山崎)	中央	火災
淡路町二丁目	C 区 4 面焼土	明暦 3 年 (1657) の大火	大名	永井 (山城淀)	千代田	火災
和泉伯太	1 号	文政 6 年 (1826) 火災	大名	渡辺 (和泉伯太)	千代田	火災
隼町	558 号	寛政 4 年 (1792) の火災	大名	京極 (但馬豊岡)	千代田	火災
有楽町一丁目	070 号	明暦 3 年 (1657) の大火	大名	藤井松平 (播磨明石)	千代田	火災
宇和島	BSK10	安政 6 年 (1859) 火災	大名	伊達 (宇和島)	港	火災
内藤町 3	1 号	19C 後半、火災	旗本・御家人	町人へ貸借の可能性	新宿	火災

註：遺跡略称は遺跡名 (報告書名)・地点・シリーズ番号を省略して決めた。遺構廃棄年代については報文記載の年代であり、出土地については、後述する一括資料の年代検討を踏まえて記した。

徴の中で、最も客観的な基準の 1 つである。また皿・鉢類 10 枚以上という数量基準の理由を述べたい。堀内の引用した一括資料の皿・鉢類の枚数は数十・数百である。これらが象徴的な事例であるが、より小規模な事例の存在も予想できる。そこで今回は大規模な食事に使用したと想定される皿・鉢の数量として、集成基準を 10 枚以上とする。

今回の集成対象は、東京特別区内の近世遺跡とした¹²⁾。大皿の集成結果は磁器・陶器合わせて 1328 例が報告されている (2015 年現在)。陶器大皿・大鉢も大量に出土しているが、先の堀内の提示した諸特徴においては磁器が多く偏った胎質を示しているとされている。また磁器と陶器では共伴資料の傾向が異なり、別の用途を有した可能性が考えられるため¹³⁾、本稿では磁器に絞って分析を行う。また皿・鉢多数資料との関係を見ると、磁器大皿は約半数が皿・鉢が多数含まれている資料中から出土している。

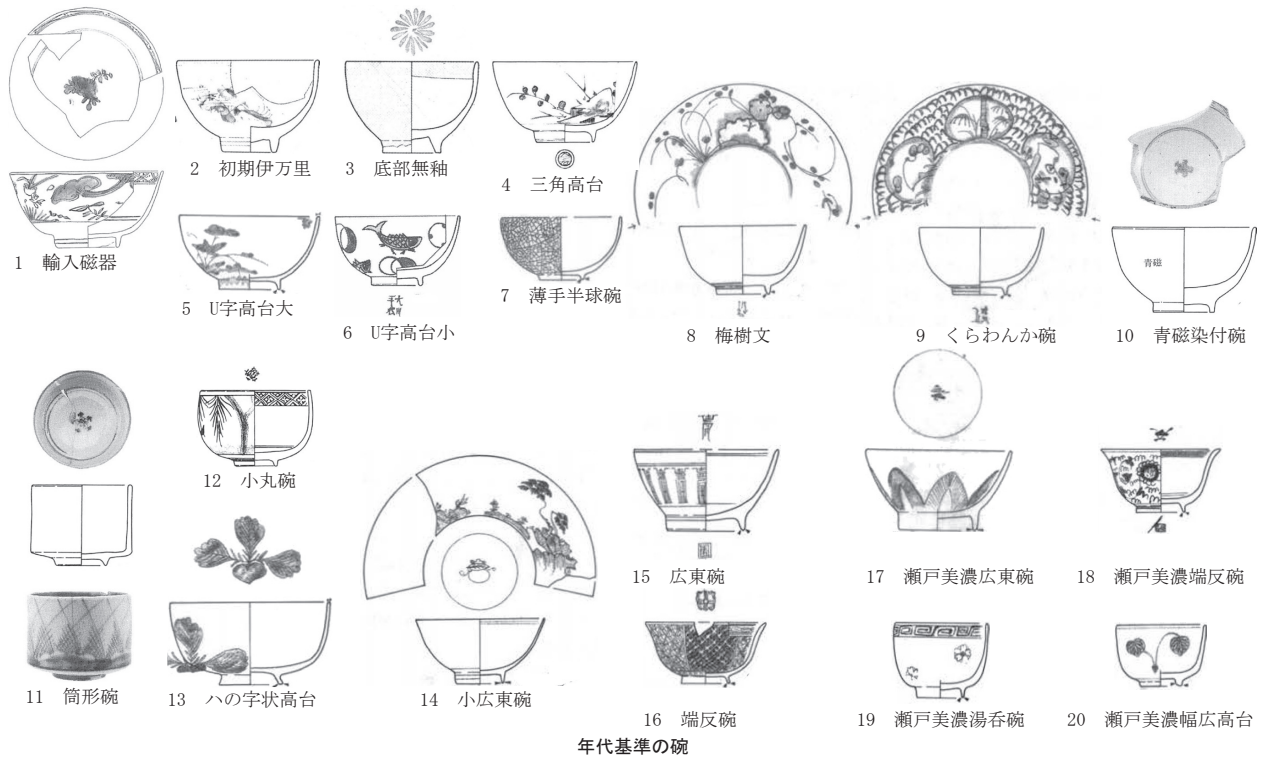
表 1 の No. 3 の中で、磁器皿・鉢を 10 枚以上含む一括資料は 250 件、20 枚以上は 88 件、30 枚以上は 48 件、40 枚以上は 28 件、50 枚以上は 16 件見られた。今回は便宜的に概ね 30 枚以上の資料に限り、分析を行う。この内、一括性が高く、所有形態が出土形態により近いと想定される、火災資料・被災資料を抽出した (表 2)。

・年代基準

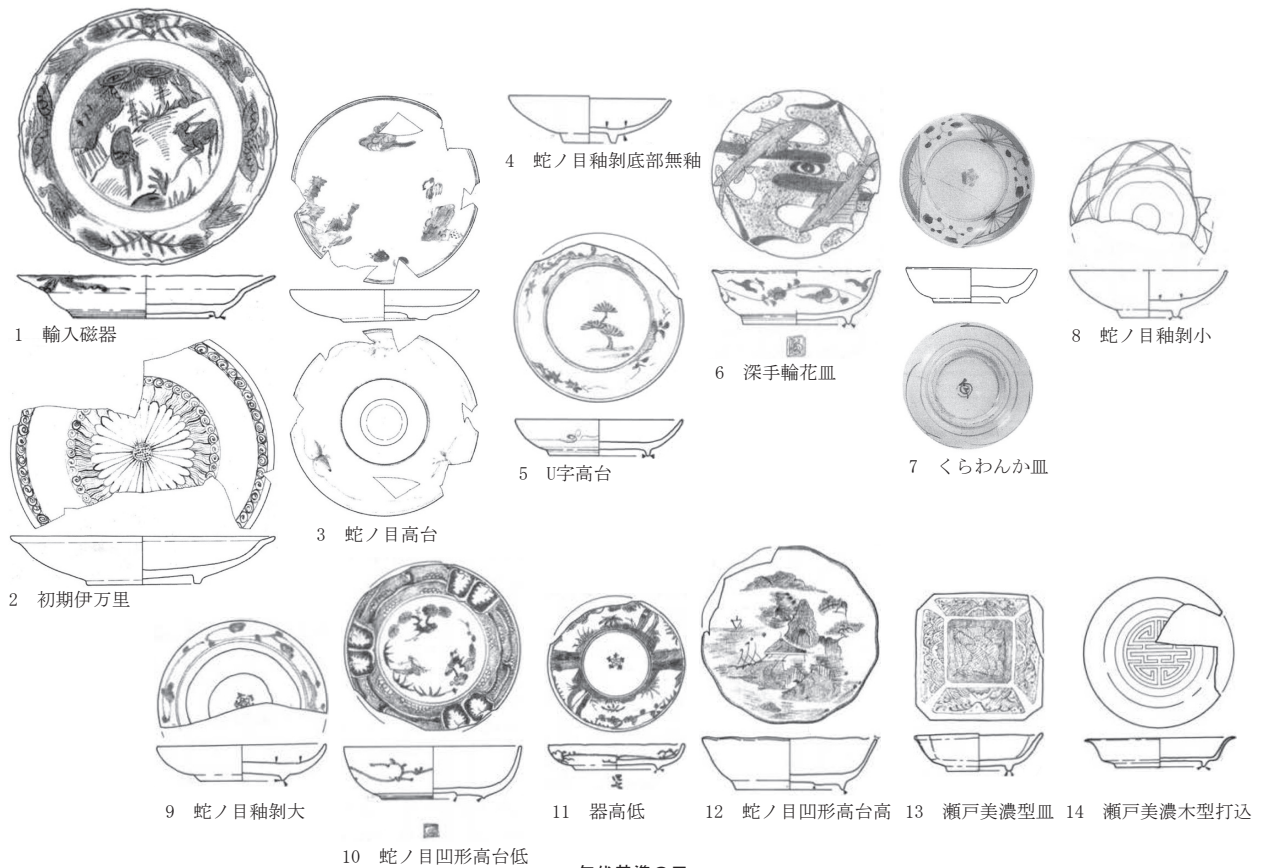
年代決定の基準は江戸遺跡出土陶磁器の年代に関する研究を参考にした (堀内 1997, 2000b, 図 1)。堀内は文様・器形など個体に対する属性が多い点、使用頻度が多い (≒破損頻度が高い) 器種は購入から廃棄までのサイクルが短く、かつ量が多く、偏差に着眼する事によって使用年代のピークが推定できる等の理由から、磁器碗・皿の複数器種の存否によって時間軸を構築した。これら磁器製品は特に製作技術・技法の年代的变化に富んでおり、しかも先の儀礼道具としての用途が想定されている一括資料中にも多く含まれているため、年代指標としては最適であると筆者は考える。

堀内の提示した段階は、以下の通りである (番号：引用者)。なお輸入や瀬戸美濃と記していない器種の生産地は肥前である。

- (1) 丸の内三丁目 52 号段階 肥前磁器出現以前、陶器、輸入磁器：1610～20 年代
- (2) 丸の内一丁目 10 号段階 肥前磁器出現 (初期伊万里)、輸入磁器：1620 年代後半～30 年代前半
- (3) 東大 532 号段階 底部無釉碗：1640 年代
- (4) 東大 678 号段階 三角高台の碗・皿：1650～60 年代
- (5) 東大 H32-5 段階 柿右衛門様式 (以下「南川原」)



年代基準の碗



年代基準の皿

図1 年代基準の器種

(S=1:6)

碗：1 丸の内三丁目 52 号、2-3 東大御殿 532、4 東大御殿 678、5 東大病院 F34-11、6 巢鴨 1、7-9 東大病院 F33-3、10-12 麹町 SK317、13-14 東大病院 Y34-4、15-16,18 東大病院 AJ35-1、17 東大病院 AJ34-2、19 東大病院 H21-1、20 東大病院 AL37-1

皿：1 東大病院 L32-1、2-3 東大御殿 532、4 東大病院 H32-5、5 東大病院 F34-11、6・8 東大病院 F33-3、7 麹町 SK317、9-10 東大病院 Y34-4、11 東大病院 AJ35-1、12 東大病院 H21-2、13-14 東大病院 AL37-1

- と呼称する)：1670年代
- (6) 東大 F43-11 段階 U字高台の碗(大)・皿：1680年代
 - (7) 巢鴨1号段階 U字高台の碗(小)・皿、薄手半球碗、深手輪花皿(、蛇ノ目釉剥)：1690～1700年代
 - (8) 東大 F33-3 段階 梅樹文碗、くらわんか碗、蛇ノ目釉剥皿：1710～30年代
 - (9) 真砂109号段階 蛇ノ目凹形高台の低、青磁染付：1730～40年代
 - (10) 麴町 SK317 段階 筒形碗、小丸碗、ハの字高台碗、器高低の皿：1750～60年代
 - (11) 東大 Y34-4 段階 小広東碗：1770年代
 - (12) 東大 E8-5 段階 広東碗：1780～90年代
 - (13) 東大 AJ35-1 段階 端反碗、瀬戸美濃磁器出現、瀬戸美濃端反碗：1800～10年代
 - (14) 東大 SK81 段階 湯呑碗、蛇ノ目凹形高台の高、瀬戸美濃端反碗・湯呑碗：1820～30年代
 - (15) 巢鴨16号段階 瀬戸美濃型皿・幅広高台：1840～50年代
 - (16) 払方町596号段階 瀬戸美濃木型打込皿：1860年代

以上を便宜的に四半世紀ごとに分けて(1)を17世紀第1四半期、(2)～(3)を第2四半期、(4)を第3四半期、(5)～(7)を第4四半期。(8)を18世紀第1四半期、(9)を第2四半期、(10)を第3四半期、(11)～(12)を第4四半期。(13)を19世紀第1四半期、(14)を第2四半期、(15)～(16)を第4四半期とする。ただし器種の出現と隆盛は多少ずれるため、深手輪花皿は18世紀第1四半期、蛇ノ目釉剥皿は18世紀第3四半期、青磁染付碗は18世紀第3四半期の年代基準器種とした。これに基づいて抽出一括資料の年代基準と推定年代を示したのが表3である。

2-2. 出土資料の概要と年代的位置付け

以下、抽出資料を報告書記載の遺跡毎に概観するが、遺物の個体数については基本的に報告書の記載をもとにしたが、報文によっては「複数個体出土」と具体的な数量が記されていない場合があり、これらについては実見して特定部位・文様の点数や高台径等から個体数を算出した。

2-2-1. 尾張藩上屋敷跡遺跡

新宿区尾張藩上屋敷跡遺跡(以後、「尾張」と略す)は、殆どの範囲が近世を通じて、御三家の1つ徳川

家(尾張名古屋)の屋敷(市谷邸)であった。

尾張1 55-5J-5

尾張藩上屋敷跡は、地点によって同藩の屋敷が拡張する以前に、別の屋敷が存在していた。本遺構の所在する第2地点もその1つである。

本遺構は不整形な土坑であり、覆土に焼土・炭化物が含まれ、出土遺物も一様に被熱していることから、火災の後処理のために掘削され、一括廃棄された資料であると推定されている(東京都埋蔵文化財センター1996:408)。

本遺構からは、中国景德鎮産の碗・皿、肥前産の初期伊万里の皿、蛇ノ目高台の皿が出土し、年代は17世紀第2四半期である。輸入磁器では景德鎮産の月兎文の古染付等があり、その他に漳州産の呉須赤絵や芙蓉手の製品も認められる。

報文によると、同屋敷に関する17世紀前半の地図は正保元年(1644)と推定される「正保年間江戸図」があり、本図によると、本遺構のある第2地点は「松平大隅与力同心」と記され、周囲には板倉周防守下屋敷¹⁴⁾や同心屋敷、法性寺等の寺院群が存在していた。次に明暦3年(1657)頃とされる「大江戸絵図」では、尾張藩市谷邸が既に描かれ、その西側(第2地点付近)には、報文掲載図では小規模な地割が記されており、下級武士の屋敷の存在が考えられる。延宝(1673～81)の「御府内沿革図書延宝年中之形」には「御留守居番同心大縄地」と記されている。その後、旗本・御家人屋敷となったが、明和5年(1768)に尾張藩上屋敷拡大にともない、本地点は同藩敷地となる。

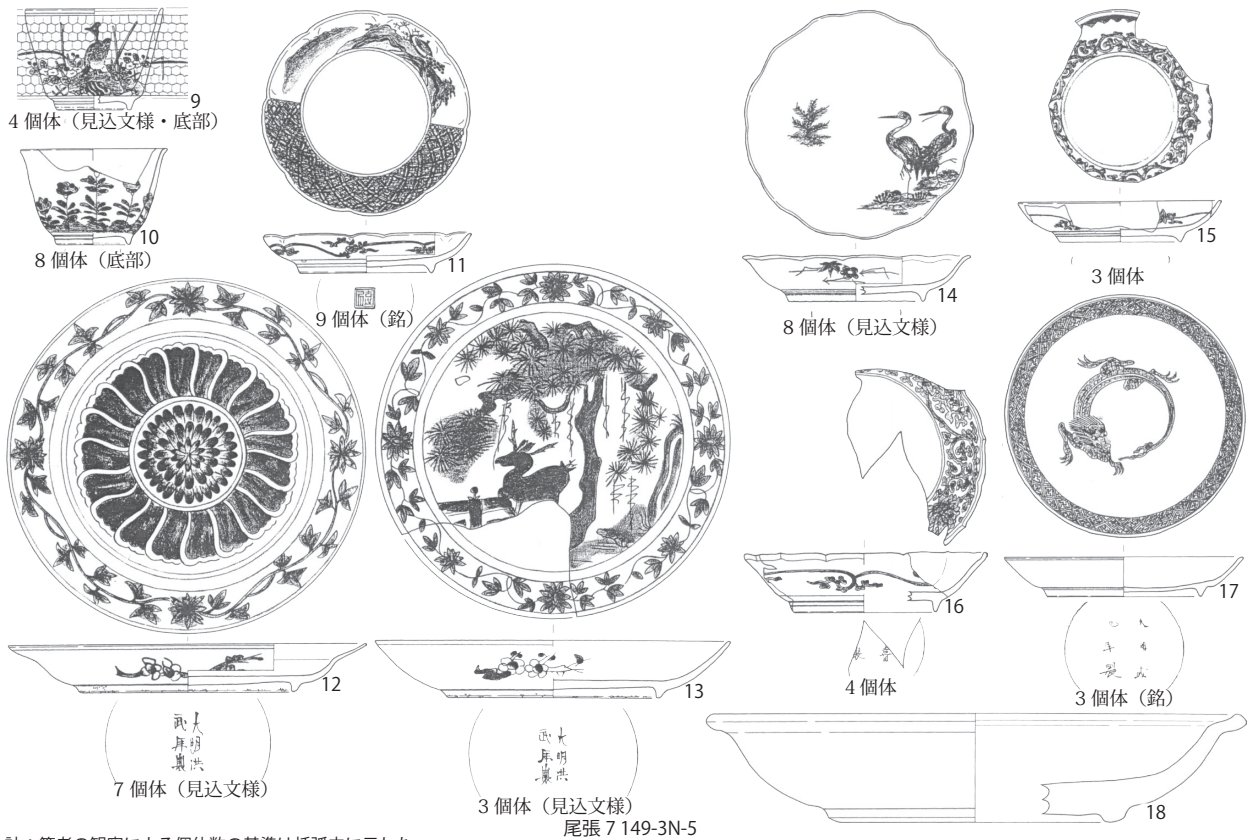
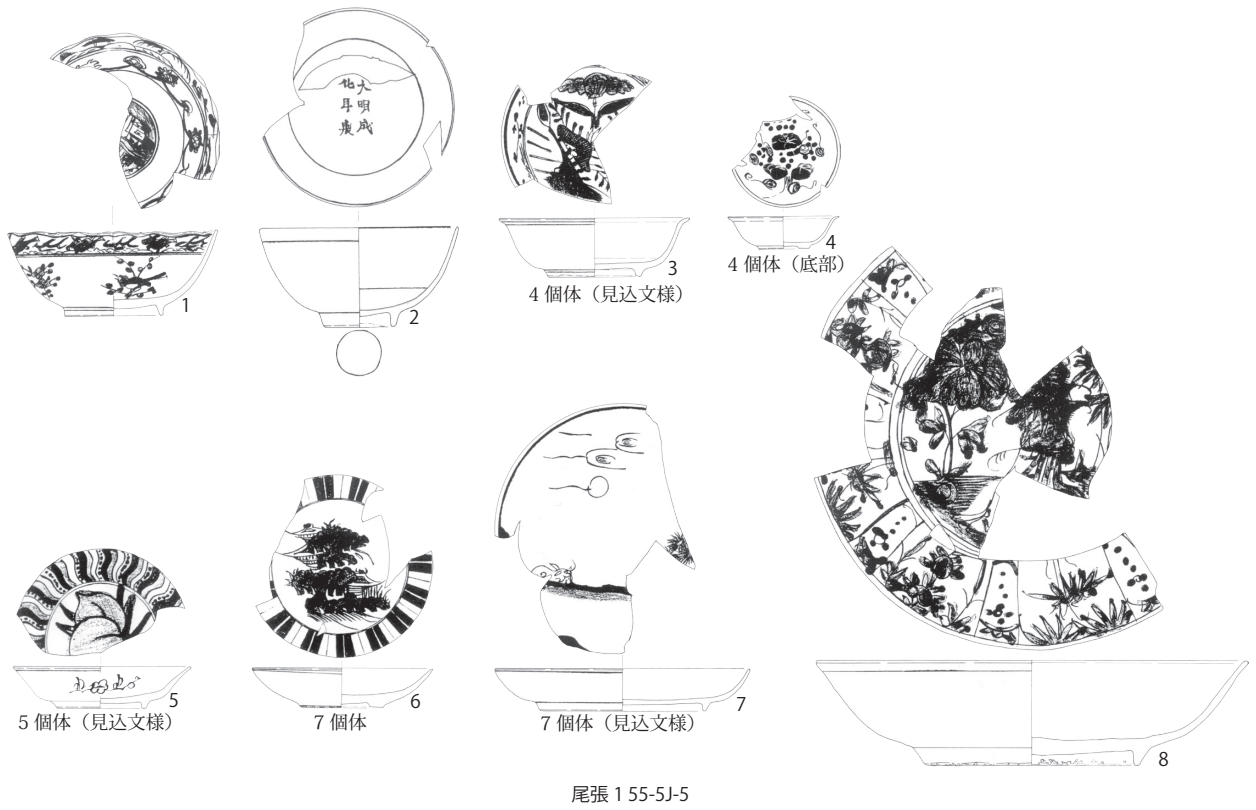
報文の文献史料調査によると、徳川家(尾張)は江戸城内吹上の鼠穴(ねずみあな)邸に住まっていたが、手狭になったため麴町邸なども拝領していた。市谷邸は明暦2年(1656)2月に拝領し(第2地点の東方約100mまで)、麴町邸等は返上した。翌年(1657)正月19日の大火(明暦の大火)では類焼を免れた。

市谷邸を拝領する際に、板倉周防守の屋敷等は移転となった。また尾張藩市谷邸拝領以前の火災記録は見付かっていないため、報文では「正保年間江戸図」の通り「松平大隅与力同心」の遺物としている。

尾張7 149-3N-5

本資料は、尾張藩上屋敷跡内の第13地点で検出された素掘りの井戸遺構の上層部分および周辺から集中的に出土した。覆土には被熱資料が多く含まれ、火災後の廃絶が想定されている(東京都埋蔵文化財センター2001)。

年代基準となる遺物は、輸入磁器皿、三角高台の皿、南川原、U字高台皿である。年代基準とした深手の輪



註：筆者の観察による個体数の基準は括弧内に示した。

また特に括弧の無いものは、報文の図版や記述による (以下の図も同様)。

(S=1:6) 3寸 5寸 7寸 尺
0 10 20 30cm

図 2 抽出一括資料 1



図3 抽出一括資料2

花皿は 18 世紀初頭以降、より粗雑な製品が見られるが、本資料の製品は比較的高い技術を用いて作られたもので、17 世紀内の製品であると考えられる。報文では、出土遺物の製作年代と、火災の記録から、天和 3 年（1683）の火災後の廃棄を想定している。この火災は、同年 2 月 6 日に四谷塩町（現新宿区）から出火し、市谷邸の御殿は全焼したと記録されている。報文内の地図との照合から、第 13 地点は先述の第 2 地点と比べて東に位置し、明暦 2 年（1656）に市谷邸を拝領した際の屋敷内に含まれていた。また御殿付近に位置する。よって、本一括資料は、徳川家（尾張名古屋）上屋敷の火災後一括廃棄資料、さらに御殿内での生活・行為に関わる可能性が高いものであると考える。

2-2-2. 汐留遺跡

港区にある汐留遺跡（以下、「汐留」と略す）は、江戸時代初期埋め立てられ、その後、脇坂家（播磨竜野）、伊達家（陸奥仙台）、保科松平家（陸奥会津）の各藩邸が設けられた。報文によると脇坂家が汐留に屋敷を拝領した年代は不明だが、寛永 9 年（1632）刊とされる「武州豊嶋郡江戸庄図」には、汐留の地と脇坂家（淡路洲本）の屋敷の存在が記されている。この図には伊達家屋敷部分は御鷹場と記されている。寛永 16 年（1639）に保科家（会津）¹⁵⁾、寛永 18 年（1641）に伊達家は芝屋敷を拝領した（汐留地区遺跡調査会 1996；東京都埋蔵文化財センター 1997）。

汐留 1 6I-060

本一括資料は、伊達家屋敷地と推定される範囲から出土した。汐留遺跡の芝屋敷は、屋敷拝領当初は下屋敷であったが、万治 4 年（1661）外桜田門（現千代田区日比谷公園内）の上屋敷を召し上げられ、芝屋敷が上屋敷となり、明治時代まで上屋敷であり続けた。

遺構は木組みの構造物が設けられた地下室であり、その中に磁器特に大皿を中心とした遺物が集中して出土した。

年代基準器種は青磁染付碗、端反碗、蛇ノ目凹形高台の低と蛇ノ目凹形高台の高、器高低の皿、端反碗であるため、19 世紀第 2 四半期とする。

被熱の痕は見られず、火災資料ではないため、天明 2 年（1782）あるいは同 4 年（1784）の「地震による被災品の可能性が高い」と報文では推測されている（東京都埋蔵文化財センター 2006 第 1 分冊：93）。

汐留 2 5I-032

本一括資料の出土地点も伊達家屋敷地内であるが、報文では遺構について詳細は記されていないが、被災

資料とされている（東京都埋蔵文化財センター 2006 第 1 分冊：93）¹⁶⁾。年代基準器種は、小丸碗、蛇ノ目凹形高台低、器高低の皿である。蛇ノ目凹形高台の高は見られないこと、瀬戸美濃産磁器が含まれないため、18 世紀第 4 四半期の資料と考える。

汐留 2 6I-521

伊達家屋敷地内検出であり、焼土を含む資料と報文では記されているが、詳述されていないものの、火災資料として扱う。年代基準器種は薄手半球碗、深手輪花皿であり、年代は 18 世紀第 1 四半期とする。

汐留 3 4J-151

伊達家屋敷地内であり、遺構の詳細は報告されていないが、被災資料とされている（東京都埋蔵文化財センター 2006 第 1 分冊：93）。年代基準器種は薄手半球碗、青磁染付碗、蛇ノ目釉剥皿の低、器高低の皿、蛇ノ目凹形高台の高、湯呑碗と瀬戸美濃端反碗であり、年代は 19 世紀第 2 四半期とする。

汐留 4 5H-393

伊達家屋敷地内の遺構で、火災後処理の資料とされている一括資料である。年代基準器種は、小広東碗、深手輪花皿、蛇ノ目凹形高台の高である。年代は、蛇ノ目凹形高台の高が含まれるため、19 世紀第 2 四半期と推定する。

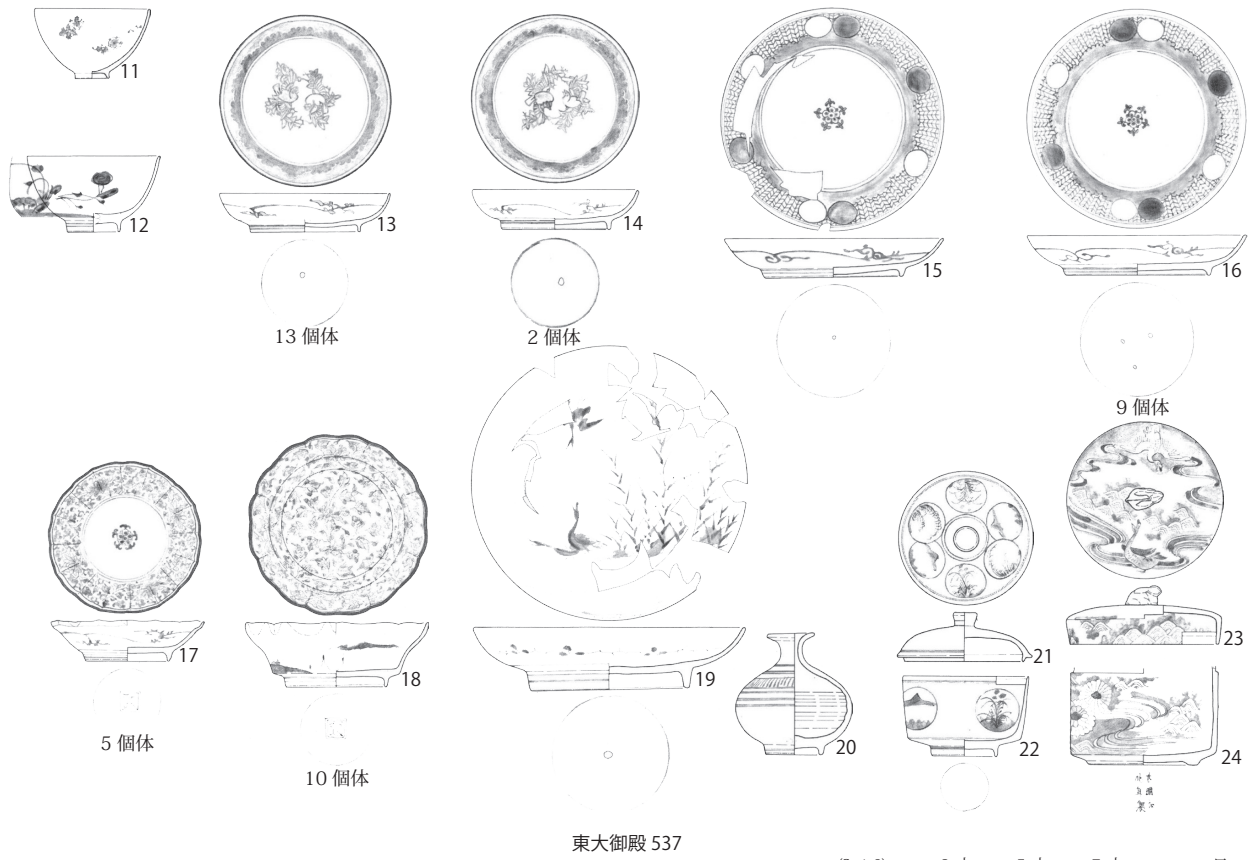
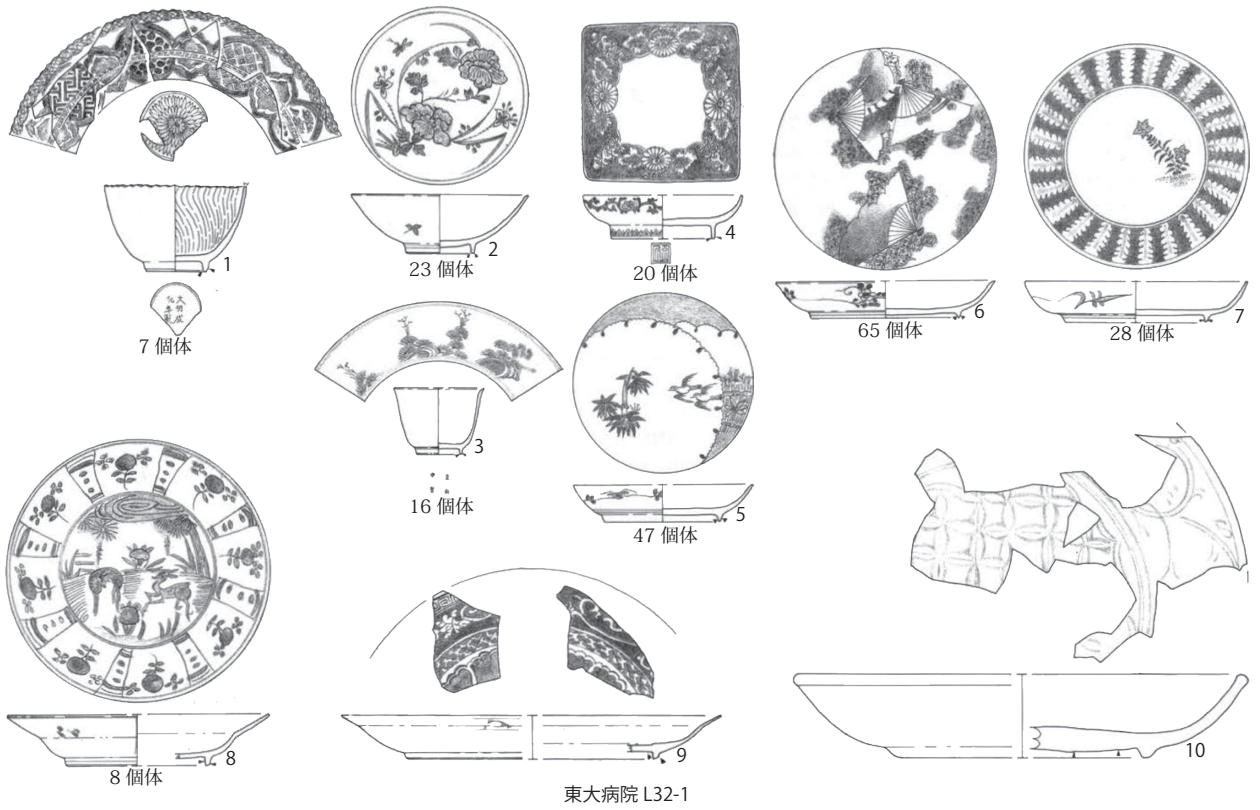
報文では被災資料として紹介され、天明 4 年（1784）大火か寛政 6 年（1794）大火後の後処理の資料であると推定されているが（東京都埋蔵文化財センター 2006 第 1 分冊：93）、先述の通り 19 世紀の器種が含まれ、また 19 世紀にも火災が生じていることから¹⁷⁾、19 世紀第 2 四半期の火災後一括廃棄資料であると推定する。

汐留 4 6H-073

伊達家屋敷地内の遺構で、被災資料を多く含み火災後の処理資料とされている。遺構について報文では詳しく触れられていない。年代基準器種は小広東碗とハの字状高台の碗、蛇ノ目凹形高台の高である。報文では、被災資料とされ寛政 6 年（1794）を下限とする、火災後処理の資料であると推定されているが（東京都埋蔵文化財センター 2006 第 1 分冊：93）、蛇ノ目凹形高台の高が含まれることから、19 世紀第 2 四半期の一括資料として扱う。

2-2-3. 東京大学構内遺跡

文京区東京大学本郷構内の遺跡は、前田家（加賀金沢）、徳川（常陸水戸）また前田家の分家である前田家（加賀大聖寺と越中富山）等の屋敷地であった。居住者については、一括資料の年代と絡めて後述する。



(S=1:6) 3寸 5寸 7寸 尺
0 10 20 30cm

図4 抽出一括資料3

東大病院 L32-1

遺構 L32-1 は本遺跡の医学部附属病院中央診療棟地点（以下、「東大病院」と略す）より検出された。近代以降の建物基礎によって、遺構の大部分が破壊されていたことが想定されており、恐らく方形等の形を呈した地下室であったが、南壁 1.4m 西壁 1.6m 程が残存し、北・東壁は破壊されていた。土層断面図を見ると覆土は大きく抉られているのが分かる。報文によると 4 層中、遺物は 2・3 層に集中し、殆どが火災によって小片となった 17 世紀の磁器であり、他のものは少数であり、人為的に短期間に埋められたと想定されている（東京大学遺跡調査室 1990）。

年代基準器種は、三角高台皿、南川原の皿である。年代は 17 世紀第 4 四半期と推定する。

また報文中で碗とされたのを見ると、図 4.1 の祥瑞手の碗は口縁部が波状を呈する。これらは口縁部に口を付けるのを想定して製作・入手されたとは考えにくく、坏・猪口類と同様に、現代で言う小鉢や向付として用いられたことが想定できる。

さて、居住者については、L32-1 が検出された地点は、前田家（金沢）の藩邸であったが、寛永 16 年（1639）に支藩として前田家（大聖寺）が成立後は、同藩の江戸藩邸となった。また報文中では文献史料と遺物の製作年代から天和 2 年（1682）火災後の廃棄資料と考えられている。火災資料である点、年代基準器種と出土地の検討から、報文の記載通り天和 2 年（1682）火災後の一括廃棄資料であると考えられる。

東大御殿 537 号遺構

本一括資料は東大構内遺跡の御殿下記念館地点（以下、「東大御殿」と略す）より出土した。遺構は旧地下室を新地下室が重複しながら切る地下室である。報文には埋土上部には焼土層があり（1～3 層）、陶磁器が大量に出土したと記されている（東京大学埋蔵文化財調査室 1990）。年代基準器種は U 字高台大の碗、南川原の皿、U 字高台皿であり、17 世紀第 4 四半期である。

本一括資料は、陶磁器編年上、先述の東大病院 L32-1 の次の段階と位置づけられ、元禄 16 年（1703）の火災後の廃棄資料とされている。しかし年代基準器種が 17 世紀第 4 四半期までであることから、17 世紀第 4 四半期の資料として扱う。また、出土地点は前田家（金沢）上屋敷であった本郷邸内に位置する。

2-2-4. 日本橋一丁目遺跡

中央区日本橋一丁目遺跡（以下、「日本橋一丁目」と略す）は、日本橋から約 80m 南東に位置し、すぐ

西には旧日本橋通が南北に通っている（日本橋一丁目遺跡調査会 2003）。本地点は天正 18 年（1590）の徳川家康入府後に形成された町屋であった。本遺跡の殆どの範囲は江戸時代に万町と呼ばれる地域であった。万町は、小売の商店が並んでいたというよりは、問屋の集中する商業地であったと推定されている。

日本橋一丁目 416 号遺構

本遺構の形状は平面形で長方形を呈し（底面は南北約 2.7m、東西約 1.8m）、内面に側板・底板が組まれ鉄製の舟釘で固定されており穴蔵に分類されている。本遺構上面を近代以降の攪乱に、南側を上面の土蔵址によって切られていた。覆土は 5 層確認されたが、全ての層に焼土が含まれていた。周囲の盛土の土層とは性質が異なるため、さらに遺物の様相を勘察すれば、外部より持ち込まれた可能性が高いと報文では記載されている（日本橋一丁目遺跡調査会 2003：230）。

遺物は、被熱したものが非常に多く、覆土の状態からも、本遺構は火災の後片付けによって廃絶された遺構であるとされている。年代基準の器種は、くらわんか碗、青磁染付碗、蛇ノ目釉剥皿の小・大である。従って年代は 18 世紀第 3 四半期とする。火災の年代について報文での文献史料調査では、万町の被災が確認できた火災が 18 世紀に数回把握されている（日本橋一丁目遺跡調査会 2003：430-431）。本遺構の上下の面から複数の火災処理に使用されたと思われる遺構が確認されており、本遺構も 18 世紀第 3 四半期の火災後の処理を行い廃絶されたものと推定する。

なお、報文では本遺構が属する第 7 面の推定廃絶年代を 18 世紀前葉～中葉としている（日本橋一丁目遺跡調査会 2003：461）。

図 5.13 の水滴が 13 個体も出土し、その他に水滴が 2 個体ずつ出土したものが 3 例確認されている。水滴は、中が空洞で小孔を有し、硯に使用する水を入れておく容器とされている。しかし本一括資料から硯は 1 点も確認されておらず、実際に使用されていた可能性は極めて低い。その他にも使用痕跡の認められない灯明皿（土器）が大量に出土しているなどの理由から、従来から指摘されているように（堀内・坂野 1996：480）、また本地点の立地から、陶磁器を扱う卸売業者の所有していたものであると推定する。

2-2-5. 日本橋蛸殻町一丁目遺跡

中央区日本橋蛸殻町一丁目遺跡（以下、「蛸殻町一丁目」と略す）は、日本橋から約 1km 東に位置し、本地点は江戸時代を通じて武家地として利用された（東京都中央区教育委員会 2005）。居住者については、

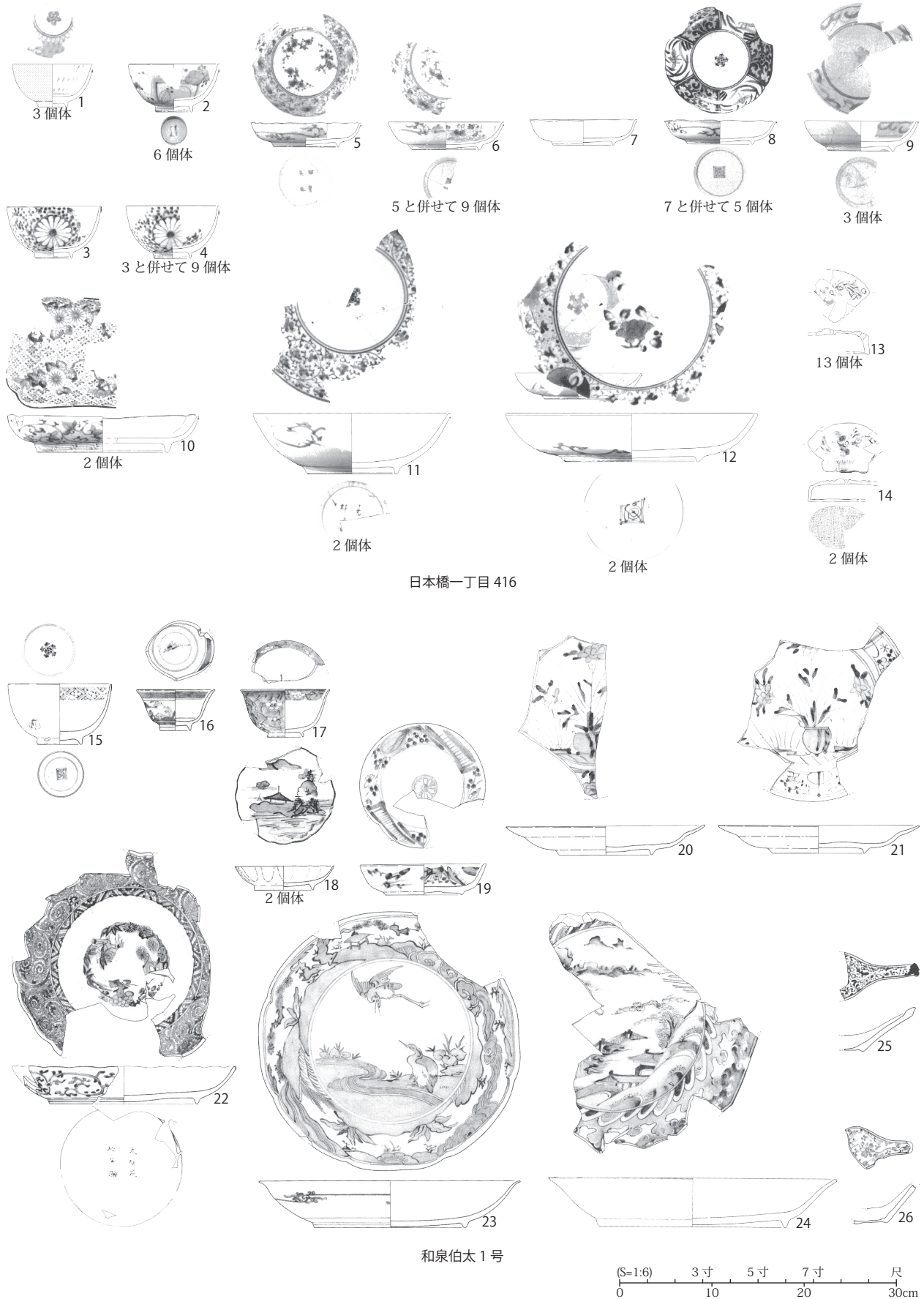


図5 抽出一括資料4

出土遺物から遺構の廃絶年代を推定後に、後述して検討する。

蛸殻町一丁目 125 号遺構

平面形は南北に長軸を有するやや不整な長方形を呈する（長軸約 5.0m、短軸約 1.9m、確認部からの深さは約 0.6m）。底面はやや凹凸が見られるもののほぼ平坦である。本遺構は焼土を廃棄するために構築され、火災の後片付けに使用されたとして「焼土整理坑」と分類されている。遺構の南端の一部と北側の一部を他の遺構に切られている。

覆土は、単層で焼土が多量に含まれている。出土遺物は、被熱したものが多い。

遺物を見ると、年代基準の器種は器高低の皿、蛇ノ目凹形高台の低であり、瀬戸美濃産の磁器は含まれない。従って、年代は 18 世紀第 4 四半期とする。当時の居住者は、享保 17 年（1732）より元治元年（1864）まで拝領した本多家（譜代、播磨国山崎、1 万石）である（東京都中央区教育委員会 2005：281-296）。本多家は、本地点を上屋敷として拝領した。また本屋敷地の所在する蛸殻町における火災の文献史料調査によると、18 世紀後半～19 世紀前半では宝暦 10 年（1760）、明和 9 年（1772）、天明 6 年（1786）、文化 3 年（1806）、文化 4 年（1807）に罹災していた。なお報文では本遺構が属する第 3 面は宝暦 10 年（1760）の火災後の廃棄までとされている。しかし、先述の年代基準器種から判断して、18 世紀第 4 四半期の資料として扱う。

2-2-6. 神田淡路町二丁目遺跡

千代田区神田淡路町二丁目遺跡（以下、「淡路町二丁目」と略す）は、江戸城外堀を兼ねる神田川の南側に位置し、城下町江戸の一部を構成した。居住者については、一括資料の年代を推定後に検討する。

淡路町二丁目 C 区 4 面焼土

本遺跡は A～D 区で構成され、A 区 4 面上には、ほぼ全面に亘って厚さ約 5～10cm の焼土が堆積し、火災により廃絶したことが分かる。この焼土中から出土したのが、本一括資料である。C 区でも A 区と同様に 4 面上において焼土が調査範囲全面に存在したが、遺物掲載点数が集成基準に満たなかったため、本稿の分析対象外とした。C 区の南地点南端では焼土中に遺物がまとまって出土し「4 面焼土」として報告されている。年代基準器種は、三角高台皿であり、年代は 17 世紀第 3 四半期である。

17 世紀第 3 四半期頃の、本遺跡の所在する範囲の居住者について報文での地図・文献史料の分析を引用

する。寛永 20 年（1643）成立とされる『寛永江戸全図』では譜代大名の永井家（山城淀～丹後宮津、10 万石）が記され¹⁸⁾、延宝 8 年（1680）永井家収公後は松平家（武蔵川越～古河～三河吉田～遠江浜松、7 万石）が拝領した（四門 2011）。更に、報文では 4 面焼土出土資料について明暦 3 年（1657）の大火の被災資料の蓋然性が高いとしている。一括資料を構成する遺物の年代観が、大火のあった年代と合致しているため、筆者もその可能性が高いと考える。従って本一括資料は、永井家（山城淀）の明暦の大火に伴う一括廃棄資料であると推定し分析を行う。

なお報告書には写真掲載のみの資料が多く、掲載された写真から集計・分析を行った。

2-2-7. 和泉伯太藩上屋敷跡遺跡

千代田区和泉伯太藩上屋敷跡遺跡（以下、「和泉伯太」と略す）は、永田町二丁目に所在し近世には譜代大名や旗本の屋敷が立ち並ぶ永田町の武家地の一角を占めていた。居住者については、本一括資料の年代を推定した後に検討する。

和泉伯太 1 号

本遺構は、南北方向に細長い溝状を呈し（長さ 15.7m、幅 2.6m、深さ 2～1.6m）、覆土には焼土・炭化物、被熱した瓦・陶磁器を含むため、火災後の後処理資料と推定されている。

年代基準器種は、青磁染付碗、ハの字状高台碗、広東碗、端反碗、瀬戸美濃の端反碗、蛇ノ目凹形高台の高であり、年代は 19 世紀第 2 四半期とする。また粗製の製品も含まれる。

居住者については、渡辺家が想定されている（地下鉄 7 号線溜池・駒込間遺跡調査会 1994）。報文の文献史料調査によると、同家はもともと旗本であったが、寛文元年（1661）に大名に取り立てられ（武蔵比企郡内、陣屋大名）、幾度か領地を替え享保 12 年（1727）に和泉国伯太村に陣屋を構えた。本遺跡地に同家が上屋敷を拝領したのは宝永初年（1704～1705）であった。19 世紀の災害を概観すると、文化 4 年（1807）火災（本屋敷の火災被害確認なし）、文政 6 年（1823）火災（本屋敷はじめ永田町一帯類焼）、安政 2 年（1855）地震（本屋敷表長屋等所々が破損）、慶応 3 年（1867）火災（永田町で 1 町程度類焼したが、本屋敷の被害確認なし）である。そして報文では文政 6 年（1823）火災後の一括廃棄資料としている。従って年代基準器種より、19 世紀第 2 四半期の資料として扱う。また他の資料と比べて、碗類や陶器・土器製品が多く含まれるようである。

2-2-8. 隼町遺跡

千代田区隼町遺跡（以下、「隼町」と略す）は、江戸城半蔵門の西側に隣接する位置にあり、江戸時代前期に旗本屋敷として、中期以降に大名屋敷の一部であったとされている（千代田区隼町遺跡調査会 1996）。居住者については、遺物から遺構の廃棄年代を推定した後に検討する。

隼町 558号

本遺構の平面形は東西長辺約 7.5m、南北とも調査区外に及ぶ（南北約 5m 確認）大規模な遺構であり、深さは約 1m である。a・b・c と 3 つの遺構が重複したものであるが、まとめて取り上げられている。3 つの遺構があるものの、殆どの遺物が b から出土し、b の覆土は焼土を多く含んでいた。報文では、遺物の年代が 18 世紀後葉～ 19 世紀初頭であるものの、19 世紀初頭のもはごく僅かであり、当時の火災の記録は寛政 4・6 年（1792・1794）であり、前者寛政 4 年の火災後の整理より埋没したと推定している。

さて、年代基準の器種は端反碗、蛇ノ目凹形高台の低である。そのため、19 世紀第 1 四半期の資料として扱う。報文によると、本地点の居住者は享保 5 年（1720）以降、京極家（外様、但馬国豊岡、1 万 5000 石）の上屋敷となっていた。

2-2-9. 有楽町一丁目遺跡

千代田区有楽町一丁目遺跡（以下、「有楽町一丁目」と略す）は現日比谷公園の東側、江戸城日比谷門に近接する位置にあり、近世には徳川家近親や譜代大名が屋敷地を拝領した地域であった。

有楽町一丁目 070号

070号は、焼土や罹災遺物を片付けた層の上面である IIB-03 面から検出され「焼土片付層」として認識されており、報文では B 区内同層の焼土層を 070号とした。焼土層は、B 区全体に 10～30cm の厚さで広がっているが、極端に遺物が集中する範囲が存在するため、火災後に片付として、運搬され、廃棄・整地された盛土層の可能性が高いと報告されている（武蔵文化財研究所 2015：59-60）。

年代基準器種は、底部無釉碗、皿では三角高台であり、17 世紀第 3 四半期と推定する。

一括資料の年代や居住者については、報文中での地図、年代の検討から明暦 3 年（1657）大火、藤井松平家¹⁹⁾とされている（武蔵文化財研究所 2015：403-414）。同家は当地に慶長期頃から延宝 9 年（1681）まで屋敷を拝領していた（明暦 3 年当時は播磨明石 7 万石）。火災資料であることや年代を考慮して、本一括

資料は藤井松平家（明石）の明暦 3 年（1657）の火災の後処理の一括資料であると推定する。

2-2-10. 宇和島藩伊達家屋敷跡遺跡

港区六本木にある宇和島藩伊達家屋敷跡遺跡（以下、「宇和島」と略す）は、伊達家（伊予宇和島）の江戸藩邸（麻布屋敷）であったことが知られている。宇和島 BSK10

BSK10 は角丸の長方形（1.6m × 0.8m）を呈し、深さ 0.5m の土坑であり、覆土はロームを主体とする単層であり、短期間の埋没であると想定されている。

さて、年代基準器種は碗では瀬戸美濃の広東碗、端反碗、湯呑碗、幅広高台の碗であり、皿は蛇ノ目凹形高台の高である。瀬戸美濃の磁器が見られ、19 世紀第 2 四半期とする。

また鍋島が多数出土しており、口径 12cm 前後（4 寸）が 4 点（内、分析対象 3）、15cm 前後（5 寸）は 4 点、22cm 前後（7 寸）が 3 点、隅入角皿で一辺 15cm 程（5 寸）が 1 点掲載されている。

居住者については、明暦元年（1655）に伊達家（宇和島）が当地を購入して以来、江戸時代を通して、同家の屋敷地であった（東京都埋蔵文化財センター 2003）。天和元年（1681）に日比谷屋敷（上屋敷）を引き渡して以後、中屋敷だった麻布屋敷は上屋敷となった。

報文では 19 世紀には、安政 2 年（1855）大地震（屋敷内破損）、安政 3 年（1856）大風雨（屋敷内所々破損）、安政 6 年（1859）火災が起きており、安政 6 年火災後の廃棄を想定している。

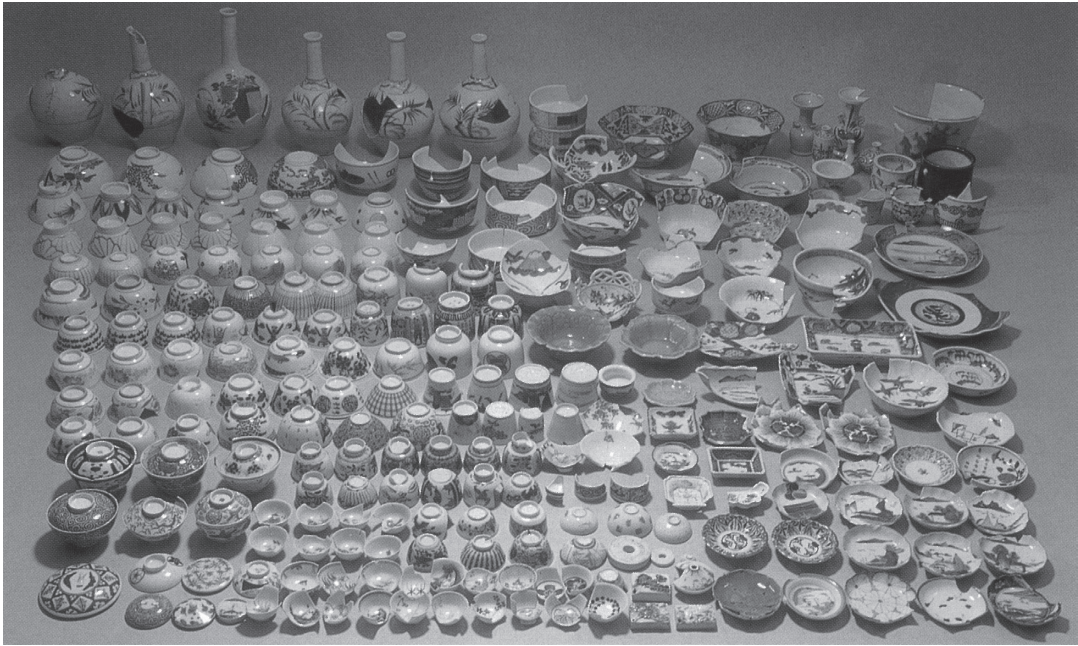
従って本一括資料は、伊達家（伊予宇和島）上屋敷における 19 世紀第 2 四半期の一括廃棄資料とする。

2-2-11. 内藤町遺跡

新宿区内藤町遺跡 3（以下、「内藤町 3」と略す）は、元禄 11 年（1698）に開設された甲州街道第 1 の宿、内藤新宿の近くである。「内藤」という名の如く、本遺跡地はもともと、譜代大名内藤家（信濃高遠）の中屋敷地内であったが、寛政 4 年（1792）に同屋敷地西側の区画が上地され、旗本・御家人の拝領屋敷として利用された（新宿区内藤町遺跡調査会 1992 第 3 分冊；新宿区生涯学習財団 2001）。居住者については後述する。

内藤町 3 1号

1号遺構は約 7.3m × 5.7m の不整形な平面形を呈し、深さは約 1.8m を測遺構である。覆土は 18 層に分けられ、焼土主体層と黒ボク主体層とに大別される。



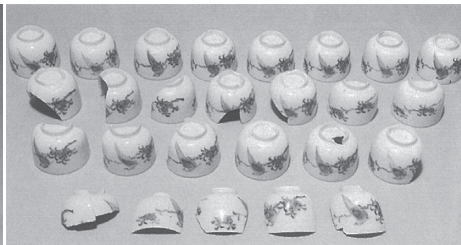
1 磁器



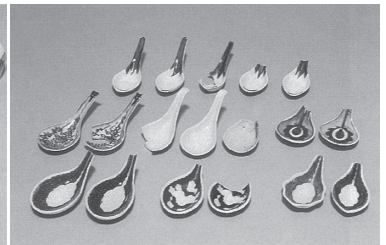
2 陶器



3



4



5

内藤町 31 号 (縮尺不同)

図 6 抽出一括資料 5

表4 抽出一括資料の器種・法量構成

分類	年代	遺跡略称	遺構	法量不計測					口径計測										個体数
				坏・碗・猪口	皿・鉢	粗製品	飯碗・喫茶碗	合計	坏・碗・猪口	三寸	五寸	七寸	八九寸	尺	粗製品	飯碗・喫茶碗	合計		
A1	17C2q	尾張1	55-5J-5	5	32	0	0	37	5	4	18	7	0	2	0	0	36	1	
A1	17C3q	淡路町二丁目	C区4面焼土	1	31	0	0	32	1	6	18	1	0	4	0	0	30	2	
A1	17C3q	有楽町一丁目	070号	84	442	0	0	526	84	93	229	85	3	10	0	0	504	2	
A1	17C4q	尾張7	149-3N-5	15	82	0	0	97	15	23	31	21	2	2	0	0	94	1	
A1	17C4q	東大病院	L32-1	109	467	0	0	576	109	56	285	97	1	5	0	0	553	3	
A2	17C4q	東大御殿	537号	11	45	1	0	57	11	0	43	2	0	0	1	0	57	3	
A2	18C1q	汐留2	6I-521	40	95	0	0	135	37	32	47	15	1	0	0	0	132	1	
B	18C3q	日本橋一丁目	416号	94	153	31	0	278	93	45	45	7	6	1	30	0	227	3	
A1	18C4q	汐留2	5I-032	4	38	1	0	43	4	7	16	9	5	1	1	0	43	1	
B	18C4q	蛸殻町一丁目	125号	17	45	13	0	75	17	18	21	2	2	0	12	0	72	3	
B	19C1q	隼町	558号	12	32	5	1	50	12	22	5	2	1	1	5	1	49	2	
A1	19C2q	汐留1	6I-060	13	64	0	1	78	13	11	6	7	1	39	0	1	78	3	
A1	19C2q	汐留3	4J-151	30	101	0	2	133	30	42	21	17	2	16	0	2	130	3	
A1	19C2q	汐留4	6H-073	22	58	0	0	80	21	11	22	19	0	1	0	0	74	3	
A3	19C2q	汐留4	5H-393	16	42	3	0	61	15	5	17	6	2	11	3	0	59	3	
B	19C2q	宇和島	BSK10	17	38	6	4	65	15	8	10	9	5	4	6	4	61	3	
C	19C2q	内藤町3	1号	867	328	0	652	1847	708	118	26	55	0	70	0	652	1629	2	
C	19C2q	和泉伯太	1号	13	37	2	17	69	11	12	7	8	2	3	2	17	62	2	

註：個体数は、1筆者が実見・計測した数量、2報文記載の数量、3実見の上で報文記載の数量である。

覆土上半を占める2・3・9層が焼土層と、層下部に当たる黒ボク主体層であり、後者の4・6層中から多量の陶磁器類が出土した。土層観察から、堆積が一様でないこと、不整合面が確認できることから、複数回にわたる掘り起こし、廃棄が行われた結果の資料であると報文では推定されている。

報文では遺物実測図が掲載されていないため、年代や個体数については報告書の写真・記載を引用して行う(図6.1)。まず年代基準器種は、薄手半球碗、くらわんか碗、小丸碗、小広東碗、広東碗、端反碗、湯呑碗、瀬戸美濃の広東碗・端反碗・湯呑碗、蛇ノ目凹形高台の低と高の皿、瀬戸美濃の型皿であり、19世紀第2四半期と推定する。

磁器製品の中には、釘書で文字・記号が記されたものも出土しており²⁰⁾、これらは店の屋号と推測されている。また坏・碗・猪口、皿・鉢以外の磁器では、蓮華等も出土している(図6.5)。陶磁器以外にも陶器や土器が多く含まれる。

さて居住者・年代等について述べる。前述の通り当地は旗本・御家人の拝領屋敷であり、19世紀には嘉永4年(1851)と文久元年(1861)に火災が起きている。1号遺構は規模が大きく、かつ文献史料記載の屋敷境を越えて存在する。そのため、当地に実際に武士は居住せず、町人へ貸借していた可能性が高い²¹⁾。従って、本一括資料は屋号が釘書きされた内藤新宿の飲食業(旅籠屋・茶屋)に帰属する器を多く含む、火

災後の廃棄資料としている。更に旗本屋敷の複数一括資料との器種組成比較では、他と異なり圧倒的に多器種に亘る点などから、幕末火災後の宿場、内藤新宿のゴミが廃棄された資料であろうと考察している(新宿区生涯学習財団2001:42)。

皿・鉢類が多数出土しているが、釘書が多い点など他の一括資料と異なる点が多いことから筆者も報告書の考察が妥当だと捉える。

2-3. 一括資料の器種・法量構成の分析

2-3-1. 器種・法量分類基準

・出土遺物の器種・法量構成に関する先行研究

まず、江戸遺跡出土遺物の分類において、陶磁器の法量に注目したものに、新宿分類と東大分類が挙げられる²²⁾。新宿分類では、いわゆる器種「器類」をサイズで各「器種」に分類した。例えば「皿類」は「極小皿」・「小皿」・「五寸皿」・「中皿」・「大皿」に分け、更に「器形」によって「丸形」・「木盃形」・「平形」等に分類した²³⁾。「大皿」の用途に関して「ハレの日、宴会などで用いる食器」と想定している(井汲1991:11)。その後、井汲は内藤町遺跡報告書において、第3画期の文化・文政期頃に出現もしくは増加する器種の1つに「大皿」を挙げ新たな酒器の出現などと絡めて生活文化全般に華やかさが増し、娯楽的要素が増大した時代であるとした(井汲1992)。

東大分類では、「器種」において「皿」と「大皿」

を分け「おおむね一尺以上の皿」を大皿と定義している（安芸他 1999：121）。

次いで鍋島の口径について取り上げる。鍋島は鍋島家（肥前佐賀）が将軍家に対して献上するために作られた磁器製品であり、将軍以外の幕閣等へも進呈・贈与されたとされている。鍋島は、法量が規格化されており、口径が 3 寸・5 寸・7 寸・1 尺の皿で構成されている。近世当時の武家の名鑑である『武鑑』の記述には、18 世紀には時献上として「十一月 鉢・大皿・小皿・中皿・猪口」と記述されている²⁴⁾。また大橋康二は 3 寸・5 寸・7 寸・1 尺がそれぞれ史料中の小皿・中皿・大皿・鉢に対応するとし、例年献上品に関する記述中の鉢 2、大皿 20、中皿 20、小皿 20、茶碗・猪口 20 の 5 品であること²⁵⁾との対応を示した（大橋 2007：111-112）。

また山本文子は実際の江戸遺跡出土資料の法量を、時期別に比較し実際に口径が 3 寸・5 寸・7 寸・1 尺に分布すること、更に小皿の法量が 3 寸から 4 寸に移行していくことを指摘した（山本 2012）。

鍋島の器種・法量は、武家の必要とした器の構成であると考えられ、参考にしたい。そこで、以下、磁器皿・鉢類の口径を、三寸（12cm 未満）・五寸（12cm 以上 18cm 未満）・七寸（18cm 以上 24cm 未満）・尺（30cm 以上）に分類し、年代順に並び替え、その構成を見る（表 4）²⁶⁾。なお、鍋島の規格に含まれない法量（口径が 24cm 以上 30cm 未満）も「八九寸」と呼称し、カウントする²⁷⁾。これは、大皿が使用・保管できない階層が大皿よりやや小さな皿・鉢類を用いたことを想定したためである。また磁器坏・碗・猪口類は同じ用途が想定できるため、これもまとめて集計した²⁸⁾。この内、鍋島の献上器種に相当する器種（坏・碗・猪口、三寸、五寸、七寸、尺）を「鍋島五種」と呼ぶことにする。

ところで、近世を通じて通常の食膳具は基本的に一辺 1 尺程度の膳に載せられており、皿は口径 4～5 寸が基本サイズであり江戸時代を通じて変化はない（堀内 2011：192）。この通常、膳に載らないサイズの、口径 1 尺以上の磁器の器は、もともと非日常的食事で用いられたと想定できる²⁹⁾。

・端反碗と湯呑碗の用途

国内産の端反碗は製作技術・器形・文様から、清朝磁器を模倣した器種とされ、飯碗と喫茶碗としての用途が従来から想定されている（森本 2009：149 等）。瀬戸窯で生産された端反碗は法量の規格性が以前から指摘されており（服部 1994）、藤沢良祐は窯跡出土資料を取り上げ、口径 10～11cm 前後の L サイズ（飯

碗形態）、口径 8～9cm 前後の M サイズ（湯呑形態）、口径 6～9cm 前後の S サイズ（小坏形態）と呼称した（藤沢 1998）。森本伊知郎は肥前産と瀬戸美濃産の端反碗について、生産地ごとの製品の容量の分布を分析し、その規格性と用途について検討した。その中で、肥前の 160～280cm³の端反碗と瀬戸の大型碗（180cm³以上）は飯茶碗、肥前の 150cm³以下と瀬戸の中型碗（80～150cm³）は茶呑茶碗、瀬戸の小型碗（50cm³以下）は小坏と推定し、この区分は藤沢良祐の S・M・L の区分とほぼ対応するとした（森本 2009：174-199）。

また湯呑碗については『守貞漫稿』（後集巻之一食類）の「茶碗」において、湯呑碗と同型の図を指して、茶を飲むために使用したと記されている（朝倉 1973：293）。

従って、端反碗と湯呑碗は、武家儀礼において用いられる器種とは想定しにくいと、飯碗・喫茶碗として他の碗類とは区別して集計する。

2-3-2. 様相の把握

抽出した一括資料に、先程分類した器種・法量が、どれくらい含まれるのか示したのが表 4 である³⁰⁾。

これらの資料は、武家儀礼道具としての用途が想定しにくい粗製品や飯碗・喫茶碗を全くまたは殆ど含まない資料と、一方でこれらの製品を一定量含む一括資料の大きく 2 つの資料群に分けられる。後者はさらに、粗製の製品を多く含むものと、飯碗・喫茶碗を多く含むものとに分けられる。

その様相から、次のように分類した。

分類 A：粗製品、飯碗・喫茶碗を全くまたは殆ど含まない資料。

- ・分類 A1：粗製品、飯碗・喫茶碗を全くまたは殆ど含まず、鍋島五種の全てを含む。
- ・分類 A2：粗製品、飯碗・喫茶碗を全くまたは殆ど含まず、鍋島五種の一部を含む。
- ・分類 A3：粗製品、飯碗・喫茶碗を少量含み、鍋島五種の全てを含む。

分類 B：粗製品を多く含む資料。

分類 C：飯碗・喫茶碗を多く含む資料。

以下、各分類の器種・法量の特徴を述べる。

分類 A：粗製品、飯碗・喫茶碗を全くまたは殆ど含まない資料。

武家儀礼としての用途が想定しにくい粗製品や飯

碗・喫茶碗を全くまたは殆ど含まない資料を分類 A とし、鍋島五種の全てを有するものを分類 A1 とした。この分類に含まれる資料を年代順に挙げると、尾張 1 55-5J-5、淡路町二丁目 C 区 4 面焼土、有楽町一丁目 070 号、尾張 7 149-3N-5、東大病院 L32-1、汐留 2 5I-032、汐留 1 6I-060、汐留 3 4J-151、汐留 4 6H-073 である。

汐留 2 5I-032 には粗製品が 1 点のみ含まれているが、本一括資料中の他の製品と比べて技術的に大きな隔りがある。従って粗製品は埋没から報告までの過程における様々な要因によって混入したものと捉えたい。また汐留 1 6I-060、汐留 3 4J-151 には飯碗・喫茶碗がごく僅かに含まれる。この 2 つの一括資料に含まれる製品は、分類 A1 の他の一括資料に含まれているものに使用されている技術と同レベルのものである。そのため、両一括資料の飯碗・喫茶碗については、汐留 2 5I-032 における粗製品と同様に、混入したものと捉えたい。

分類 A1 の一括資料では、貿易磁器や国内産の高い技術を用いた製品が目立ち、揃いも多い。器種・法量光性では、多くの一括資料で五寸が最多で、次いで三寸か七寸、坏・碗・猪口、尺の順番で含まれ、八九寸が皆無またはごく少量見られる点が共通している。また坏・碗・猪口が全体の 1/4 以下である。ただし汐留 1 6I-060 は尺が著しく多く、汐留 3 4J-151 では三寸、次いで坏・碗・猪口が最多である点が、他資料と異なる。また、どちらも揃いが確認できなかった。

分類 A1 における出土総点数は、東大病院 L32-1 が最大で 576 点である。

また粗製品や飯碗・喫茶碗が全くまたは殆ど含まれていないが東大御殿 537 と汐留 2 6I-521 は、鍋島五種の一部が含まれていない。これを分類 A2 とする。前者には粗製品が 1 点のみ含まれるが、同一一括資料に含まれる他の製品と比べて製作技術が異なるため、埋没から報告までの間に混入したものと捉えたい。鍋島五種の中で、東大御殿 537 は三寸と尺、汐留 2 6I-521 は尺が含まれていないが、五寸が最多であることが分類 A1 と似ており、また器種や製作技術は分類 A1 に含まれているものに類似している。また揃いが複数確認できる。

粗製品を少量含み、鍋島五種の全てを有する一括資料を分類 A3 とする。これには汐留 4 5H-393 が含まれ、有田の南川原産や中国産の製品を含み、尺も含むが揃いが確認できない。また本稿には掲載していないが、磁器製の植木鉢や油壺が相伴しており、分類 A1 とは別の用途の道具が比較的多く含まれていると想定

する。

分類 B：粗製の製品を多く含む資料

武家儀礼道具としての使用が想定しにくい粗製品を比較的多く含む資料を分類 B とした。日本橋一丁目 416 号、蛸殻町一丁目 125 号、隼町 558 号、宇和島 BSK10 が含まれ、殆どの一括資料で多くの陶器が相伴している。日本橋一丁目 416 号は粗製品が 1 割以上を、坏・碗・猪口が 4 割を占める。

隼町 558 号は粗製品が約 1 割含まれ、鍋島五種が全て含まれ、揃いの皿類や、高い技術を用いた製品も見られる。しかし器種・法量構成は三寸が最も多く、次いで坏・碗・猪口、五寸、七寸、八九寸・尺と続き、分類 A1 の平均的な構成と異なり、喫茶碗が 1 点見られる。また蛸殻町一丁目 125 号は粗製品が 1 割強を占めるが、本資料では揃いの皿類が複数見られる。器種・法量構成は、五寸が最多、次いで三寸、坏・碗・猪口と続く点は、分類 A1 の傾向と類似しているが、鍋島五種では尺が欠けている。本資料は隼町 558 号と同様の性格が想定できる。

従って、粗製品を多く含む分類 B は、坏・碗・猪口が比較的多くを占める日本橋一丁目 416 号と、それ以外の資料に分けられる。後者は製品の技術、器種・法量構成において分類 A1 と類似する部分があるため、一部の製品は分類 A1 と同様の用途に使用した可能性も考えられるが、他の用途のものも混在している資料と想定する。

分類 C：飯碗・喫茶碗を多く含む資料

武家儀礼道具としての使用が想定しにくい飯碗・喫茶碗を多く含む資料を分類 C とし、内藤町 3 1 号と和泉伯太 1 号が含まれる。内藤町 3 1 号は飯碗・喫茶碗が 4 割強を占め、更に坏・碗・猪口が皿・鉢の約 2.6 倍も占めており、分類 A1 と異なる様相を示しており、違った用途が想定できる。なお本資料は報文記載の新宿分類を筆者分類に便宜的に当てはめて分析している³¹⁾。全体の数量が大きく、坏・碗・猪口と飯碗・喫茶碗が圧倒的に多い点が特徴的である。さらに多くの陶器が相伴したのは既に触れた通りである(図 6.2)。

和泉伯太 1 号は、飯碗・喫茶碗が 3 割弱を占め、他の器種・法量よりも多い。粗製品と飯碗・喫茶碗を除いた場合の器種・法量は多い方から順に三寸、坏・碗・猪口、七寸、五寸、尺、八九寸である。揃いが一部確認できる。しかし製品の製作技術には差が見られる。また、分類 A1 の一括資料に見られない散り蓮華が、両一括資料では確認できる(図 5.25・26、図 6.5)。

分類 C に含まれる一括資料は、どちらも分類 A1 と

異なる性格が想定できる。またこの 2 つの一括資料においても器種・法量構成等が異なっている。

以上、抽出した一括資料の内、武家儀礼道具としての使用を想定しにくい粗製品や飯碗・喫茶碗が殆ど含まれない分類 A1 の資料の殆どは、胎質・技術、揃い、器種・法量構成が同一の傾向を示し、同様の行為を目的として所有されていた可能性が高いと考えられる。多くが大名屋敷から出土し、かつ御殿空間との関わりが深い資料が含まれている。また総点数が 500 を越える資料も確認できる。先行研究で武家儀礼道具としての用途が指摘されている資料も多く含まれる。そのため、分類 A1 が武家儀礼との関わりがある可能性が高いと判断し、次項以降は本分類に含まれる資料を中心に分析を行う。

分類 A1 の器種・法量構成の平均を算出する。また五寸が最多でなく揃いの確認できない汐留 1 6I-060 と汐留 4 4J-151 を除いたものと比較すると、次の通りである（粗製品、飯碗・喫茶碗を除く）。

坏・碗・猪口：三寸：五寸：七寸：八九寸：尺
= 31.3 : 28.1 : 71.8 : 29.2 : 1.6 : 8.9 (合計 170.9)
百分率は次の通りである。

18%、16%、42%、17%、1%、5%

また汐留 1 6I-060 と汐留 4 4J-151 を除いた数値は以下の通りである。

坏・碗・猪口：三寸：五寸：七寸：八九寸：尺
= 34.1 : 28.6 : 88.4 : 34.1 : 1.6 : 3.6 (合計 190.4)
百分率は次の通りである。

18%、15%、46%、18%、1%、2%

汐留 1 6I-060 と汐留 4 4J-151 を含んだ数値と除いた数値では大きな差は見られない。どちらも五寸を最大として、坏・碗・猪口、三寸、七寸が 2 割弱を占め、次いで尺、八九寸となる。ただし後者では、坏・碗・猪口と七寸と比べて、三寸の占める割合が低くなっている。

2-3-3. 年代的変遷

分類 A1 には 17 世紀第 2 四半期の尾張 1 55-5J-5 から、19 世紀第 2 四半期の汐留 4 6H-073 等が確認できる。17 世紀後半では、複数の大名屋敷で見られ、17 世紀半ばに、分類 A1 とした道具の器種・法量構成が成立したと考える。しかし 18 世紀～19 世紀には汐留遺跡の例しか確認できない。さらに、これらの一括資料は次の点において他の分類 A1 の一括資料と異なる。汐留 1 6I-060 は尺が著しく多く、坏・碗・猪口、三寸と続く点、汐留 3 4J-151 は三寸、坏・碗・

猪口の順で最も多い点、汐留 4 6H-073 は五寸と坏・碗・猪口がほぼ同数含まれる点である。

そこで火災・被災資料以外の資料にも目を当ててみると、萩藩毛利家屋敷遺跡の 65-1P-1 が分類 A と類似した製品を含んでいる。

報文の記述を参考に、本資料の性格を見てみたい。港区萩藩毛利家屋敷遺跡（以下、「萩」と略す）は、毛利家（長門萩）が下屋敷を構えていた。遺構 65-1P-1 は検出面では平面約 5 × 4.7m の不整形をした土坑であり深さは 9.7m であった。遺構の詳細は記されていないが、覆土は 2 層のみであり長期間開口していた可能性は低いと考える。

年代基準器種は端反碗、U 字高台皿、蛇ノ目凹形高台の高である。瀬戸美濃磁器製品が見られないが、蛇ノ目凹形高台の高が複数見られるため、年代は 19 世紀第 2 四半期とする。

前述の通り本遺跡地は毛利家（長門萩）の下屋敷であり、同家は周防・長門両国、39 万 9000 石を有した外様大名である。この麻布下屋敷（拝領時は青山下屋敷と称されていた）は、寛永 13 年（1636）に拝領した。享保 6 年（1721）の火災で焼失した以外、目立った災害には見舞われていない。下屋敷ではあったが、外桜田にあった上屋敷被災時には藩主が居屋敷として下屋敷に暮らす事も多かったとされている（東京都埋蔵文化財センター 2005）。報文の文献史料調査は屋敷の建て替えに重点が置かれており、下屋敷に居住した人々や、藩主の居住した期間について触れていない。中・下屋敷は上屋敷の補助邸であり、世子や隠居した藩主が暮らす場合もあったとされる³²⁾。本遺構の所在する II 区は、東御殿付近であるが、火災資料等がないため報文では一括資料に対する記述は少ない。

さて本資料の器種・法量構成は次の通りである。

坏・碗・猪口：三寸：五寸：七寸：八九寸：尺：粗製品：飯碗・喫茶碗
= 14 : 14 : 13 : 5 : 2 : 0 : 3 : 1

合計は 48 である。揃いの碗、皿・鉢を多く含むが、ただし、粗製の皿・鉢が数点含まれる。また尺が含まれていないが、揃いや同一文様の製品が複数確認できる事実は興味深く、複数人での食事を伴う行事・儀礼が行われていたことも想定できる。器種・法量構成では、尺が確認できないものの、坏・碗・猪口と三寸が最多で、五寸、七寸と続く点は分類 A1 とした汐留 3 4J-151 と類似している。汐留 4 6H-073 では坏・碗・猪口の個体数が上位に入る点、汐留 1 6I-060 では尺を除いた場合に坏・碗・猪口と三寸が比較的多く含ま

れている点で共通している。従って、19世紀に坏・碗・猪口や三寸の割合が高くなった点が指摘できる。

ここで、江戸遺跡出土の漆器碗に関する後藤宏樹の研究を参考にしたい（後藤 2001）。後藤は、磁器碗と漆器碗の組成について、17世紀初頭には漆器碗が高い割合にあるが、18世紀以降徐々に磁器碗が占める割合が高まることを明らかにした。また文献史料や民俗資料から、近代にはいわゆるハレの食器類にも磁器碗が用いられる点を指摘した。このことから、分類A1とした磁器道具と共に漆器を使用していたのが後に、比較的小法量の器と茶碗・猪口については、漆器の割合が下がり磁器に代わっていった可能性が考えられる。ところが18世紀第4四半期の汐留2 5I-032では五寸が最多であり、坏・碗・猪口と三寸の個体数は比較的少なめであり、分類A1の17世紀の一括資料と同様の器種・法量構成を示している。そのため、五寸が最多を占めず、揃いが確認できない汐留1 6I-060や汐留3 4J-151では、他の分類A1の一括資料とは別の性格を有していた可能性も想定できる。

しかし、献立が変化した可能性も想定でき、この検討には献立の記された文献史料の分析が欠かせないため、今後の課題としたい。

また製品の生産地を見ると、今回の集計対象となっている器種の内、貿易磁器を含む一括資料は分類A1中で6つである。口径の法量に関係なく、集計対象とした器種の内、貿易磁器は次の通りである（分類A1のみ）。なお、括弧内は集計対象の器種全体における貿易磁器の占める割合である。

- ・17C2q：尾張1 55-5J-5 22点 (0.59)
- ・17C3q：淡路町二丁目C区4面焼土 14点 (0.44)
有楽町一丁目070号 344点 (0.65)
- ・17C4q：尾張7 149-3N-5 21点 (0.21)
東大病院L32-1 103点 (0.18)
- ・18C4q：汐留2 5I-032 0点 (0)
- ・19C2q：汐留1 6I-060 0点 (0)
汐留3 4J-151 6点 (0.05)
汐留4 6H-073 0点 (0)

このことから、17世紀第3四半期までは貿易磁器が4割～6割を占め、第4四半期になると2割程度まで減少した。そして18世紀以降は、殆どが国産磁器で占められるようになったと言える。

ただし、17世紀後半の一括出土資料に含まれる貿易磁器の全てが、同時期に生産されていたものとは限らない。有楽町一丁目070号出土の貿易磁器に関しては、17世紀初頭から17世紀中葉頃までを中心とし

ている点が指摘されている（水本 2016）。また東大病院L32-1に含まれる磁器は、16世紀以前に生産された竜泉窯系青磁等も含み、17世紀前葉から1670代まで買い足されて、形成・維持された道具であると堀内は考察している（堀内 2009）。つまり、17世紀前・中葉に購入された道具が、後に一部を失った場合でも、当時生産されていた肥前磁器で補充して、同様の器種・法量構成を維持していたと想定できる。

従って、17世紀第4四半期以降に貿易磁器が減少しても、それを国産磁器で補充して、同様の器種・法量の構成からなる道具立てを大名が維持してきたと推測でき、近世を通じた大名が必要とする道具立てであったと考える。

2-4. 小 結

・構成比・点数

実測図上で磁器皿・鉢を概ね30枚以上含まれる火災・被災一括資料中の食膳具の器種・法量構成比を、鍋島を参考に分析した。

粗製品と飯碗・喫茶碗を全くまたは殆ど含まない一括資料を分類Aとし、粗製品を多く含む資料を含む資料を分類B、飯碗・喫茶碗を多く含む資料を分類Cとした。そして様相から先述のように分類した。

その結果、分類A1の殆どは大名屋敷から出土し、先行研究で指摘されてきたように、生産地・技術、法量構成が、他の一般的な資料とは異なっていることを再確認した。また揃いの製品が含まれ、総点数が500点を越えるものもあった。分類A2の一括資料に含まれる製品は、分類A1の一括資料に含まれる製品と器種や製作技術が類似している点を指摘した。

分類BとCの一括資料は、粗製品や飯碗・喫茶碗を含むこと以外でも、器種・法量構成が異なる点、複数の陶器や散り蓮華等の分類A1には見られない製品が共伴している点で違っていた。そのため分類BとCは、分類A1とは異なる性格・用途が想定できるだろう。

また分類A1に含まれる一括資料の器種・法量構成は、その多くで五寸が最多であり類似している。ただし19世紀の一括資料では五寸以外の器種・法量が最多を占めるものも見られるが、これについては次の年代変遷の中で触れたい。

・年代の変遷

分類A1の年代は17世紀第2四半期から19世紀第1四半期までの一括資料が含まれ、そして17世紀後半に多くの例が見られることから、このような江戸藩邸における道具立ては17世紀第2四半期には確立し、第3四半期に広まったと考える。

分類 A1 の器種・法量の構成比は、17 世紀の一括資料では五寸が最多であるが、19 世紀の資料では五寸が最多ではなく、尺や三寸が最多となり、坏・碗・猪口がそれに次ぐ構成のものも見られる。これは、それまで漆器を用いていた器種が磁器に代わった可能性、あるいは他の分類 A1 としたものと別の用途を有した道具立ての可能性を指摘した。

また製品の生産地を見ると、今回の集計対象となっている器種では、国内産の磁器は全て肥前、貿易陶磁器の殆どは中国産である。分類 A1 の資料において、17 世紀第 3 四半期までは 4 割～6 割を貿易磁器が占め、第 4 四半期になると 2 割程度まで減少する。そして 18 世紀以降には殆どが国産磁器で占められるようになる。貿易磁器が減少しても、それを国産磁器で補充しながら、同様の器種・法量の構成から成る道具立てを大名が維持してきたと推測でき、近世を通じて大名が必要とする道具立てであったと考える。

3. 儀礼関連の文献史料の分析

3-1. 研究史

3-1-1. 文献史学的研究

・政治史的視点からの儀礼研究

近世の儀礼に関する文献史学的研究は、武家の年中行事・通過儀礼など、また日常の生活習慣・規範に関する研究が行われ、個別分野史的状况を脱し、政治構造や社会構造などとの関係で取り上げられつつある。江戸幕府の儀礼は、室町幕府、織豊政権のものを引き継ぎ、紆余曲折を経て 17 世紀前半をかけて、家綱政権期に成立したとされている（小宮 2003）。小宮木代良は文中で、近世武家の儀礼に関する由緒の遡行が起こることもある点を顧慮する必要があると述べている。また、儀礼記録の作成・蓄積によって、儀礼の再生産を保証したとする。家綱～綱吉・正徳期は文治政治と呼ばれ、「安心」な状況となったため、武家社会の儀礼化と序列化、故実・由緒の累積をもたらした。そして近世中後期には、大名本人の関心事が、官位の上昇となってしまふ（堀 1996, 1997；小宮 2003：218）。そしてこの故実・由緒の主張という事態は、近世中期からはさらに全社会を覆うものとなっていくとしている。

儀礼研究を概観すると、18 世紀以降に関しては殆ど触れられず、由緒論や身上がり論的な研究が目立つ。これは制度と儀礼体系が成立し基本的に変化しなかったからである。つまり近世の武士達は、17 世紀前半をかけて成立した幕府の制度内で、どれだけ高い役職・官位に就けるかを競ったとされている。その

ため文献史学的研究は、それ以後の武家儀礼の変化について行われていない。

さて近世武家儀礼を中心とした研究書がある（大友 1999；岡崎 2006；彦根藩資料調査研究委員会 2004）。この内、大友は秋田藩佐竹氏における「御鷹之鳥」の振舞³³を取り上げ、将軍からの下賜後に連続する江戸藩邸や国元での飲食を伴う儀礼を分析している（大友 1999）。このような儀礼は、幕府の法令によって規定されており、贈答儀礼は幕府・藩が関与する重要な行為・場であり、藩士にとっても意識された行為であったことを示すと筆者は考えたい。

・将軍家御成の研究

佐藤豊三の将軍家御成の研究がある（佐藤 1974-86）。この中で佐藤は、変遷、御成先、調度品、御成の次第について考察した。

後述するので(3 章 2 節)、ここでは簡単に触れるが、大名江戸藩邸への徳川将軍家御成の内容で、食膳を伴うものは、茶事、式三献、饗宴である。使用する食膳具は、それぞれ茶道具（茶陶）、カワラケ・白木木器、揃いの磁器類・漆器である。

将軍家御成は、武家支配の頂点である将軍が家臣の邸宅を訪れ、これを屋敷の主がもてなすものである。江戸藩邸で行われる武家儀礼の中で最も格式が高い部類の 1 つと言え、武家儀礼の典型的な構成内容であり武家、特に大名身分が必要とする道具の用途と、器種を想定する際に活用したい。

・文献史学的研究の成果

文献史学における儀礼研究によって次の点が明らかとなった。近世武家儀礼の成立年代とその過程。また将軍・大名の儀礼が、大名家臣を含めて、彼らの意識と行動に影響していた点。武家以外の庶民も、武家の儀礼を利用しようとする点であった。

このように、武家の儀礼における意識や実際の行動は取り上げられているものの、儀礼体系成立以降についてあまり取り上げられていない現状がある。また使用した道具に関する考察が殆ど見られない。文献史料には使用した陶磁器の記述が殆どないためである。

3-1-2. 食文化史的研究

直接に儀礼を研究してはいないが、儀礼的食事の献立に関する研究が食文化史の分野で行われてきた。その中で、古代から近世への饗宴料理の変遷（熊倉 1998；筒井 1998）、更に近世朝鮮通信使の饗応料理の分析も行われてきた。

・朝鮮通信使饗応料理の研究

朝鮮通信使饗応の記録から、天和 2 年（1682）に

おける江戸に至るまでの饗応料理の献立に関する島崎とみ子の研究と（島崎・山下 1989-91；島崎・高正 1991；島崎 1999, 2000）、対馬で行われた饗応、江戸城内での公儀饗応と道中での饗応、文化8年（1825）に対馬で行われた饗応を中心に取上げた大坪らの研究によって（大坪・秋山 1995；大坪他 1990）、通信使一行の身分・役職による膳や菜の数の差、器の違いについて指摘されている。これを受けて堀内は島崎と共に、朝鮮通信使の記録上の器に関する記述を集め、使用された陶磁器類、漆器について考察した（堀内・島崎 2013）。

これら朝鮮通信使に関する史料の優れている点は、献立・料理の内容以外に、使用された器の名称が記されていることが多い点である。そのため使用された陶磁器の数量を算出するのに役立つのではと予想される。しかし、料理名のみが記され、器の名称が省略されている場合も多く、実際に使用した器の総数を導き出すのは困難である。また、朝鮮通信使饗応食に関する研究は、先述の通り天和2年（1682）の事例と文化8年（1825）に殆ど限られる。既に翻刻された朝鮮通信使関連の史料を見たところ幾つかの史料で、献立や器の記述は、天和2年の記録が最も詳細に記述されていた（福岡地方史研究会古文書を読む会 1993-2000；呉市入船山記念館・頼 1990；岡山大学附属図書館貴重資料刊行推進会 2013）、また文化8年（1825）は初めて対馬で公儀饗応を行う事になったため多くのやり取りの記録が残されている。そのため史料上の制約により、天和2年と文化8年に研究が集中しているのだろう。

従って、考古資料と比較する際に、器の定性的な分析や、大まかな構成比・最低必要数を参考にする程度に留まってしまうのである。また史料的制約によって時間的変遷が追えない欠点もある。

以上のように、料理・食文化史研究では、献立の研究が行われている。これによって、具体的な次第・料理・材料等が明らかにされている。

しかし、器に関する研究は殆どない。勿論、考古資料の解釈に、陶磁器の上に載せられる食材・料理を想定するのは、非常に大切で、参考にすべきである。しかし、具体的に料理・献立と食器の関係を踏まえ、当時のその食事・献立の意義を考える事が必要であろう。また史料上の制約からあまり触れられてこなかった時期について、考古学の立場から言及できる可能性がある。

3-2. 徳川将軍家の御成の次第

3-2-1. 徳川将軍家の御成

「将軍家『御成』について」と題された佐藤豊三の一連の論考によって、室町時代から近世に至るまでの御成に関する研究が行われ、変遷、御成先、調度、次第について考察されている（佐藤 1974-86）。御成はもともと貴人が出かける意味であったが、次第に将軍もしくはそれに準じる権力者が家臣などの屋敷を訪れる意味で用いられるようになったという。佐藤は、室町将軍、織田信長・豊臣秀吉、徳川将軍家について分析を行っているが、今回は本稿に関わる徳川将軍家の御成について引用する。

3-2-2. 御成の構成・道具・人数

元和9年（1623）正月23日に2代将軍徳川秀忠は、御三家筆頭尾張家初代徳川義直の江戸屋敷を、将軍として初めて公式に訪問したが、この御成が以後に行われた御成の規式となったとされる（佐藤 1981）³⁴⁾。

その後の御成に関しては、しばらく詳しい記録が残っておらず、次に佐藤が紹介しているのは、5代将軍綱吉の元禄11年（1698）3月18日に行われた、尾張徳川家3代綱誠（つななり）の江戸麴町邸への御成である（佐藤 1984）。

これらの次第を見ると、徳川将軍家の御成では部屋を移動しながら、献上・下賜、能楽、三献の儀、七五三膳に続く饗宴等を行っている。この中から飲食に関わる行為を抽出すると（1）茶事、（2）式三献、（3）七五三膳・饗宴である。それぞれで用いる飲食具は、茶事では茶陶等、式三献と七五三膳ではカワラケと白木の膳、饗宴では揃いの磁器皿・鉢と漆器であると筆者は想定している。なお堀内も前田家（金沢）邸への御成の次第について史料を引用しつつ紹介しており（堀内 2000a, 2012）、内容が多少変化しても構成内容は先述の佐藤論文とほぼ同じである。

また元和9年の御成では、合計2660人前の膳部が用意されている³⁵⁾。

将軍家御成は、将軍家が幕閣と共に大名藩邸を訪れ、これを藩主がもてなすため、江戸藩邸で行われる武家儀礼の中で最も格式の高いものであると言え、大名藩邸で行われる儀礼もおおよそ似たような構成内容であり、類似した道具類が必要であったと想定する。御成が行われる御三家、譜代・幕閣・幕臣、外様大藩は勿論であるが、それ以外の武家屋敷であっても（規模・質の差は予想できるが）同じ種類・用途の道具類の保管・使用が想定できる。

本来であれば、土器、木製品（白木の木器、漆器）、陶磁器（茶陶等の茶道具類、揃いの磁器を始めとする陶磁器）の全てを網羅的に分析すべきである。しかし

表 5 朝鮮通信使記録における調達・配布の飲食器

材質	項目	調達	配布	差	
陶磁器	大皿	660	665	-5	
	甲大皿	10	10	0	
	鱈皿	430	405	25	
	すし皿	0	10	-10	
	茶碗鉢	85	15	70	
	鉢	0	70	-70	
	小皿	125	125	0	
	天目	10	19	-9	
	濃茶茶碗	102	204	-102	
	薄茶茶碗	426	700	-274	
	小茶碗	440	325	115	
	ちよく	345	345	0	
	徳利	17	17	0	
	焼物茶入	0	150	-150	
	茶入	151	0	151	
	木製品	坪皿	50	50	0
		平皿	345	345	0
大鉢子		15	15	0	
鉢子		105	105	0	
七ツ入子曲鉢		10	7	3	
青染 会津椀		300	0	300	
会津椀		60	0	60	
つはめ椀		100	100	0	
浅黄椀		225	590	-365	
上黒椀		15	15	0	

材質	項目	調達	配布	差	
木製品	下黒椀	40	45	-5	
	下椀折敷	60	60	0	
	朱椀	150	150	0	
	吸物椀式通	20	0	20	
	吸物椀	0	20	-20	
	吸物木具	0	7	-7	
	古椀五拾人前	0	50	-50	
	糸目(いとめ)	700	700	0	
	盃(さかつぎ)	395	715	-320	
	金色	49	29	20	
	土器	相之土器	50	0	50
		大重土器	1570	2360	-790
		桐ノ土器	90	120	-30
塩土器		400	640	-240	
坪塩		0	25	-25	
金磨 三度土器		0	0	0	
五度土器		20	30	-10	
三度土器		850	1010	-160	
耳土器		200	320	-120	
油土器		400	800	-400	
不明・他	香物鉢	0	4	-4	
	鈴茶碗	6	6	0	
	鈴鉢(すゝ鉢)	3	22	-19	
	鈴	58	58	0	

木製品の場合は残存状況が遺跡によって異なるため、また土器については藤本らの研究があること、更に近世中後期には似た例が見られないことが指摘されていることから、近世を通じた武家儀礼の考古学的研究対象としては、資料の特性があまり向いていないと考える。従って、今回は先の中で、揃いの製品を始めとする饗宴道具として用いられたと想定できる磁器を研究の分析対象とする。

3-3. 福岡藩朝鮮通信使饗応の記録の分析

3-3-1. 史料の概要

今回対象にしたのは、黒田家(筑前福岡)の朝鮮通信使関連記録である(福岡地方史研究会古文書を読む会 1993-2000、以下『記録』と略す)。管見の限り、饗応の記録について天和2年(1682)が最も詳細である。様々な道具が記されていたが、単位として記されたもの等(「一鉢」・「壺」・「瓶」等)は除外した³⁶⁾。

3-3-2. 天和2年の記録と概要

天和2年の記録には、通信使饗応の献立や、入手した道具の法量や品質に関する記述がなされている例もある³⁷⁾。史料には、器の法量や材質に関する記述もあり、次項で取り上げたい。

更に、朝鮮通信使饗応の献立は近世の料理・儀礼書

である『料理切形秘伝抄』(吉井 1978: 170) や、前田家(金沢)家臣の日記にも記されており³⁸⁾、当時の武家にとって全く異質な存在ではなく、各家で行われる儀礼の参考にされていたことも想定でき、当時の武家儀礼道具の構成を考える上で重要な分析対象であると言える。

3-3-3. 道具の材質と用途

天和2年(1682)に黒田家が調達したものと、準備する際に役人へ配布したものを抽出し、これらを比較したのが表5である。なお、明らかに飲食具以外のもの(手水鉢・香炉等)は対象外とした。また、本史料の分析については、稿を改めたい。

本稿では、材質を陶磁器と推測したもの内、主に法量の記述に関して書き出してみる。「大皿」の法量は「指渡し」(直径・口径)7寸(21cm)³⁹⁾、「甲大皿」は「大皿」と同じく口径7寸であると想定する。

「鱈皿」は口径5寸(15cm)と記録されている⁴⁰⁾。「すし皿」は帰国に関する史料に口径5寸と記されているため、「鱈皿」と同じ大きさとする⁴¹⁾。「小皿」は法量に関する記述がない⁴²⁾。なお、3章で後述する鍋島の法量、また名称からして口径3寸(9cm)前後の可能性が高いと考える。

「茶碗鉢」は口径1尺2寸(36cm)程である⁴³⁾。「茶

碗鉢」の調達と配布の差は70点であり、「鉢」の差が-70であるため、同一の器種を指し、調達と配布の記録での一部表記が異なつたと考える。そのため「鉢」も口径1尺2寸であろう。「小茶碗」は調達に記載されているが、法量の記載は見られない⁴⁴⁾。

「天目」「濃茶茶碗」「薄茶茶碗」は、記載箇所が先の器と離れ、殆ど3つ並べて記されるため、これらは茶席で用いられる茶碗(茶陶)であると考えられる。

「ちよく」は猪口だろう。「焼物茶入」は陶器製の茶入で調達と配布の差が-150であるが、「茶入」が+151となっており、同一器種を指すと考える。

3-3-4. 用意された陶磁器

本稿に関わる茶道具以外の陶磁器を抽出すると、以下の通りである。なお、史料記載を集計すると概ね調達の方が配布量より多くなる。恐らく予備を含めて準備していたと推測する。遺跡から出土する遺物は、所有していた量に相当するため、調達した量を主に扱って分析する。

小茶碗	: 440
ちよく(猪口)	: 345
小皿(3寸か)	: 125
鱈皿(5寸)	: 430
大皿(7寸)	: 660
甲大皿(7寸か)	: 10
茶碗鉢(1尺2寸)	: 85

これらを器種・法量ごとにまとめると、茶碗、猪口、三寸、五寸、七寸、尺は440、345、125、430、670、85となり、比率は21%、8%、26%、40%、5%となる。

1尺を越える「茶碗鉢」を除いて、「小皿」が最小値であり、この値が饗宴で出される「膳」の数であると推定する。勿論、会や出席者の種類によって、1人当たりの膳・器の数は異なるが、それらを一括りにして「膳」という語を用いたい⁴⁵⁾。従って、朝鮮通信使では最低125膳の用意をしたことになる。この125で各項目を割ると次のようになる。茶碗、猪口、三寸、五寸、七寸、尺は3.52、13.8、1、3.44、

5.36、0.68である。

殆どの器種・法量は、1「膳」に対して数倍存在するが、「茶碗鉢」のみ等倍未満である。これは、口径1尺以上の皿類が一人一人に対して振る舞われるのではなく、複数人で盛られた料理を食することの証左であると解釈できる。

またこの時の朝鮮通信使一行は475人である⁴⁶⁾。そして朝鮮通信使饗応の記録から推測できる器種・法量構成は、茶碗・猪口:3寸:5寸:7寸:1尺以上=345:440:125:430:670:85(合計2095)。

$2095 \div 475 = 4.410\dots$ となる。このことから平均して1人当たり約4.4点の陶磁器の飲食具が用意されたことになる。

3-4. 鍋島家献上の器

研究史でも触れたが、鍋島家(佐賀)が將軍家献上を主目的として生産した鍋島の、献上した器種・法量の構成について18世紀の史料から明らかになっており、実際の翻刻史料を見た。本史料は、鍋島家(佐賀)藩主(佐賀藩鍋島家7代当主)が代替わりの際に、幕府への献上品について、「先格之通」(従来通り)で宜しいか伺った史料である。この中の十一月の月次献上について、次のように記されている⁴⁷⁾。

鉢二、大皿二十、皿二十、小皿二十、(割註)「茶碗・皿・猪口」此内二十

つまり、尺皿・7寸皿・5寸皿・3寸皿・茶碗猪口の比率は $2 \cdot 20 \cdot 20 \cdot 20 \cdot 20 (= 2\% \cdot 24\% \cdot 24\% \cdot 24\% \cdot 24\%)$ であることが分かる。「茶碗・皿・猪口」は小さく深めの皿・鉢・碗で菜を容れるための器、現代で言う小鉢と同様の用途であろう。

ただし江戸遺跡における実際の出土状況を見た時、武家儀礼道具一括資料と想定されているものの中に、鍋島を主体とするものは殆どみられない。

しかし鍋島の器種は、朝鮮通信使史料と比べても類似していることから、武家の儀礼・生活にとって必要な器種・法量構成であると解釈できる。

また既に2章3節の注24で触れたが、管見の限り明和2年(1765)刊行の『明和武鑑』以来、『武鑑』

表6 文献史料における器種・法量構成

	茶碗・猪口	三寸	五寸	七寸	八九寸	尺	合計
朝鮮通信使 調達	785	125	430	670	0	85	2095
朝鮮通信使 配布	670	125	415	675	0	85	1970
鍋 島	20	20	20	20	0	2	82
信楽注文	520	350	1100	21	24	0	2015

の鍋島家（肥前佐賀）の「時献上」には「十一月 鉢・大皿・小皿・中皿・猪口」と記されている。そのため文献史料上、鍋島の献上器種は宝暦 10 年（1760）には確定し、その後も変更されなかったと言える。

3-5. 文献史料から見る揃いの磁器類の構成

3-5-1. 器種・法量の規格

先述の通り、御成の次第の内で飲食に関わる行為を抽出すると（1）茶事、（2）式三献、（3）七五三膳・饗宴であり、それぞれで用いる道具は、茶事では茶道具（茶陶等）、式三献と七五三膳ではカワラケと白木の膳、饗宴では揃いの磁器皿・鉢と漆器が想定できる。この中で本稿では揃いの磁器皿・鉢を主な分析対象とした。この揃いの磁器皿・鉢は、献上された鍋島を参考に、茶碗・猪口、三寸、五寸、七寸、尺、つまり既に前章で鍋島五種と呼んだ器種・法量が、基本的な規格であると推定できる。

3-5-2. 器種・法量の量比

朝鮮通信使饗応の調達記録と献上鍋島の記述を、献上鍋島に基づいて器種分類すると以下ようになる。なお、この場合の尺は、口径尺以上の皿・鉢を指す。また前者は約 500 人の饗応と言える。

また尺を 1 とすると以下の通りである（茶碗・猪口：三寸：五寸：七寸：尺）。

朝鮮通信使（調達）では 9.2：1.5：5.1：7.9：1（≒ 9：1.5：5：8：1）であり、鍋島では 10：10：10：10：1 である。なお器種・法量の量比については、今後の課題としたい。

3-5-3. 年代の変遷

本稿で用いた福岡藩の資料は 17 世紀第 4 四半期の饗応のものであり、年代の変遷を検討するために、朝鮮通信使饗応のために文化 7 年（1810）に信楽へ注

文されたとされる「朝鮮通信使接待用什器製造引受承認書」に記された注文品部分を引用する⁴⁸⁾。

- 一本椀四ツ組 三百五十人前（高二寸七分厚五分 指渡し四寸三分）
- 一ニノ椀 三百五十（指渡し三寸五分 高二寸三分）
- 一三ノ椀 百五十（指渡し三寸五分 高二寸三分）
- 一坪 三百五十（指渡し三寸五分 高二寸三分）
- 一平皿 二百五十（指渡し四寸三分位 高一寸九分位）
- 一吸物碗 百五十（指渡し三寸四分位）
- 一鱈皿 三百五十（指渡し五寸二分 深一寸二分位）
- 一中皿 七百五十（指渡し四寸五分）
- 一小皿 三百五十（指渡し三寸五分）
- 一焼物皿 三百五十（指渡し八寸）
- 一小猪口 百五十（指渡し二寸三分 高一寸五分）
- 一長皿 三百五十（指渡し七寸 高三寸五分）
- 一飯櫃 三百五十（指渡し七寸 高三寸五分）
- 一杓子 七十五（三寸五分 惣長八寸位）
- 一大猪口 二百十（指渡し三寸位 高一寸九分位）
- 一中猪口 百五十（指渡し二寸五分 高一寸八分位）
- ※拾六品

平野敏三の論考には、同史料に記された器の内、6 器種の図面が掲載されている（平野 1982：28）。これを見ると「平皿」「吸物碗」「本碗」「坪」は漆器の形状に似ており、「小猪口」と「長皿」は磁器製品と類似した形状である。「平皿」等はもともと、漆器の器種であるが、陶磁器で製作するよう注文されたことになる。前述の朝鮮通信使や鍋島と比較するために、図面と器種の名称から、上記注文品種の（もともとの）材質を以下のように推定した。

- 木 器：本椀、ニノ椀、三ノ椀、坪、平皿、吸物碗、飯櫃、杓子
- 陶磁器：鱈皿、中皿、小皿、焼物皿、小猪口、長皿、大猪口、中猪口

表 7 分類 A1 と朝鮮通信使・鍋島の器種・法量構成

	坏・碗・猪口	三寸	五寸	七寸	八九寸	尺	合計
分類 A1 平均	31.3	28.1	71.8	29.2	1.6	8.9	170.9
比率	18%	16%	42%	17%	1%	5%	
分類 A1 平均※	34.1	28.6	88.4	34.1	1.6	3.6	190.4
比率	18%	15%	46%	18%	1%	2%	
朝鮮通信使 調達	785	125	430	670	0	85	2095
比率	37%	6%	21%	32%		4%	
鍋 島	20	20	20	20	0	2	82
比率	24%	24%	24%	24%		2%	

※は汐留 1 6I-060、汐留 4 4J-151 を除く。

註：出土資料は粗製品と飯碗・喫茶碗を除いた数値である。

この内、陶磁器を、鍋島五種に分類すると以下の通りとなる（括弧内は数量）。

猪口：小猪口（150）、大猪口（210）、中猪口（160）
 三寸：小皿（350）
 五寸：鱈皿（350）、中皿（750）
 七寸：長皿（350）
 尺：該当無し
 （なお、焼物皿（350）は8寸）

天和2年の福岡藩の調達した器種・法量構成と比較すると（表6）、信楽は尺が無い点、8寸を有する点が異なる。また比率では七寸の割合が下がり、三寸と五寸の割合が増加している。総点数は信楽の方が増加している。朝鮮通信使饗応に使用された道具の全てが信楽に注文されたとは限らないが、新たに必要となった器種を注文したと推定できる。この史料を見る限り、皿・鉢に関しては口径の大きい器種から比較的小さいものの注文量が増加している点が指摘できる。

実際の献立の史料や、他の年代・生産地の史料を見出し、比較することを今後の課題としたい。

3-6. 小 結

御成の次第の内、飲食に関わる行為を抽出すると（1）茶事、（2）式三献、（3）七五三膳・饗宴である。それぞれで用いる道具は、茶事では茶道具（茶陶等）、式三献と七五三膳ではカワラケと白木の膳、饗宴では揃いの磁器皿・鉢と漆器が想定できる。この中で本稿では揃いの磁器皿・鉢を主な分析対象とした。

また江戸藩邸への徳川将軍の御成では都合千人前以上の膳が出されている。また福岡藩の朝鮮通信使記録を分析した結果、饗応のために調達し各係へ配布した道具が記されている文献史料を見出した。そこに記された道具の材質を、名称、細目、割註などから推測し、饗応食で使用される陶磁器の器種・法量ごとの数量を次のように導き出した。

1尺以上：7寸：5寸：3寸：茶碗・猪口
 = 85：670：430：125：440：345（合計2095）

また天和2年（1682）の朝鮮通信使一行の人数は475人であった。このことから朝鮮通信使1人当たりに、約4.4点の陶磁器の飲食具が用意されたことになる。

2章でも触れた鍋島は、18世紀の史料によると献上された器種・法量は次の通りであることを確認した。

尺皿：7寸皿：5寸皿：3寸皿：茶碗・猪口
 = 2：20：20：20：20

これらの量比の分析は今後の課題としたい。

また19世紀に朝鮮通信使饗応のために信楽への注

文と、先程の福岡藩の記録を比較すると、皿・鉢の法量が小さめのものが比較的增加傾向にあった。なお年代的変遷については今後の課題とする。

4. 出土資料と文献史料の比較

4-1. 構成比の検討

献上鍋島の器種を参考に器種・法量を分類し（先述の鍋島五種）、構成比を比較する。一括出土資料の中で武家儀礼道具としての性格を持つとした分類A1と、五寸が最多でなく揃いの確認できない汐留16I-060と汐留44J-151を除いたものと、文献史料の分析から黒田家（福岡）が朝鮮通信使饗応用に調達した道具、鍋島家献上の磁器を表に示した（表7）。

分類A1では八九寸が非常に少なく、朝鮮通信使と鍋島では皆無である。また比率は、分類A1と朝鮮通信使の尺において近い値であり、八九寸と尺を除いた器種・法量が全体の9割以上を占める点で共通点を見出せる。

以上の点から、分類A1と朝鮮通信使の道具立ては、器種においては同じ規格に基づいて保管・使用したものと考えられる。

4-2. 抽出一括資料の性格

2章での抽出一括資料の分類を再掲する。

分類A：粗製品、飯碗・喫茶碗を全くまたは殆ど含まない資料。

- ・分類A1：粗製品、飯碗・喫茶碗を全くまたは殆ど含まず、鍋島五種の全てを含む。
- ・分類A2：粗製品、飯碗・喫茶碗を全くまたは殆ど含まず、鍋島五種の一部を含む。
- ・分類A3：粗製品、飯碗・喫茶碗を少量含み、鍋島五種の全てを含む。

分類B：粗製品を多く含む資料。

分類C：飯碗・喫茶碗を多く含む資料。

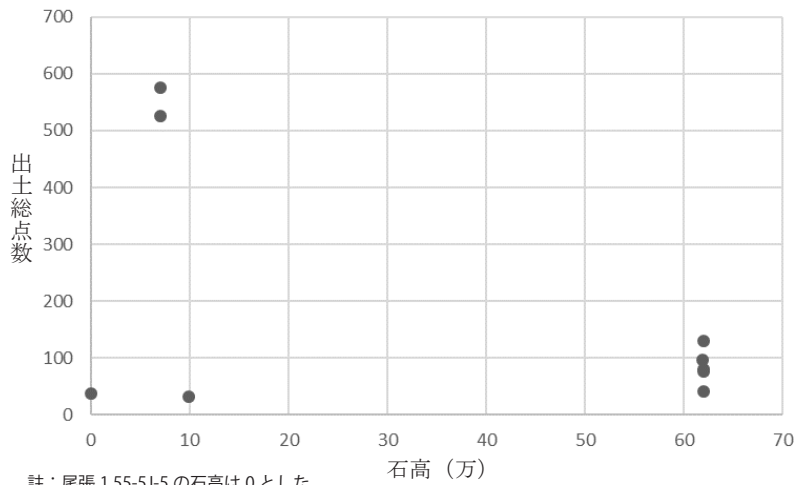
・各分類の性格

前節で、出土磁器から導き出した分類A1と朝鮮通信使のために調達された道具では、構成される器種・法量の規格では同じであったが、構成比については差異が確認された。分類A1には総点数が500点以上の例があり、東大病院L32-1では推定最低個体数65の揃いの皿も含まれている。分類A1には揃いの磁器が多く含まれ、大人数での食事での使用が想定できる。既に「儀礼道具用途の妥当性」（1章1節2項）で確認した通り、数十人規模での食事は、江戸藩邸、特に表御殿における行事・儀礼に伴う宴会が想定でき、こ

表 8 分類 A1 の居住者の石高と出土総点数

年代	遺跡略称	遺構	出土地	詳細	石高 (万)	出土総点数
17C2q	尾張 1	55-5J-5	御家人か	「松平大隅与力同心」	不詳	37
17C3q	淡路町二丁目	C 区 4 面焼土	大名	永井 (山城淀)	9.9	32
17C3q	有楽町一丁目	070 号	大名	藤井松平 (播磨明石)	7	526
17C4q	尾張 7	149-3N-5	大名	徳川 (尾張名古屋)	61.95	97
17C4q	東大病院	L32-1	大名	前田 (加賀大聖寺)	7	576
19C2q	汐留 1	6I-060	大名	伊達 (陸奥仙台)	62	77
19C2q	汐留 2	5I-032	大名	伊達 (陸奥仙台)	62	42
19C2q	汐留 3	4J-151	大名	伊達 (陸奥仙台)	62	131
19C2q	汐留 4	6H-073	大名	伊達 (陸奥仙台)	62	80

註：出土総点数は、法量不計測で粗製品と飯碗・喫茶碗を除いた数値である。



註：尾張 1 55-5J-5 の石高は 0 とした。

図 7 分類 A1 における居住者の石高と出土総点数

のような場合に合わせて分類 A1 のような道具立てが保管・使用されたと推定できる。分類 A1 と朝鮮通信使のために調達された道具では、構成される器種・法量では同じであったが、その構成比では差異が見られた。これは分類 A1 が江戸藩邸で行われる複数の儀礼に対応したものであるのに対し、朝鮮通信使の記録に記載された道具は、特定の儀礼用に用意された道具である。つまり目的の差異によって、先述の構成比における差異が生じたと推定する。

なお、ここで確認しておきたいのは、分類 A1 の道具の全てを、毎回の行事・儀礼にのみ使用するものと筆者は想定していない。数十枚、数百枚の器の一部を日常で使用したり、小規模な行事・儀礼で使用したりしたであろうが、出土形態で 100 点を越える大量の食膳具を所有していたのは、表向における数十人から千人以上の大規模な儀礼を、大名が念頭に置いて入手・保管していたためだと考える。一方で、分類 A1 の中には数十点しか集計されていないものもある。例えば尾張上 1 55-5J-5 では、法量関係なく、合計が 37 点

であるが、本資料は接合されていない破片が多く、また復元された個体であっても接合されていない部分が目立つ。淡路町二丁目 C 区 4 面焼土も、報告書を見る限り、同じ様な復元状況である。そのため、これらの資料は、復元された個体数よりも、もともと保管されていた道具の数量の方が、はるかに多いことが予想される。さらに大名の家格等によって武家儀礼の規模・種類には差異が想定され、所有していた道具の総数は異なることも予想できる。このような出土・復元された個体数と、もともと所有されていた数量との差については、今後の課題としたい。

分類 B は、粗製品を多く含む資料である。出土地は町人地と武家地の資料がある。

一部、分類 A1 に含まれるような製品も含まれるため、本資料の一部は武家儀礼に使用した可能性も考えられるが、他の用途の製品も混在している資料と想定する。そして日本橋一丁目 416 号については、水滴が多数出土している点などから、陶磁器卸売業者の商品の可能性が指摘されてきた。従って分類 B では次

の2つの性格が想定できる。日本橋一丁目416号の陶磁器卸売業者の商品と、隼町558号、蛸殻町一丁目125号、宇和島BSK10のような一部は武家儀礼道具に使用した可能性もあるが他の用途の製品も混在する資料である。

分類Cは飯碗・喫茶碗を多く含む資料であり、内藤町31号は、釘書きの施された資料が含まれ、遺構の所在地から、飲食業者の道具であると既に指摘されている。和泉伯太1号は19世紀前半の資料であり、先述の通り分類A1は19世紀になると坏・碗・猪口や三寸の比率が増加するものも見られるが、本一括資料も似たような傾向を示している。従って、和泉伯太1号は、武家儀礼に用いられた可能性のある道具と、それ以外の道具、特に飯碗・喫茶碗が混在している資料と評価できる。

したがって分類Cの性格は次の2つが想定される。内藤町31号は飲食業者の道具、和泉伯太1号の一部は武家儀礼道具の可能性はあるが他の道具が混在する資料である。

・年代の変遷

本稿の主題である武家儀礼に関わりがあると考えられる分類A1について年代の変遷を見る。

分類A1に含まれる一括資料でも、19世紀には、それまでのものとは異なった傾向を示すものが存在するのは2章でも触れた。汐留44J-151と汐留46H-073は、三寸や坏・碗・猪口の割合が高い点が他と異なり、また抽出対象外であるが19世紀の萩65-1P-1を参考にして、19世紀にかけて分類A1の道具立てが、坏・碗・猪口と三寸が増加傾向にあると2章で指摘した。そして3章において朝鮮通信使の饗応用に信楽へ19世紀に注文された史料から陶磁器の構成を見ると、17世紀の福岡藩で調達した道具の構成よりも小法量と茶碗・猪口の割合が高まっていることが確認された。これらのことから、武家の必要とした儀礼用の道具立てにおいて、陶磁器製の坏・碗・猪口と、皿・鉢の小法量の需要が高まった可能性が指摘できる。しかし、この議論は磁器だけでなく、献立や出土漆器を含めた分析が必要となるため、今後の課題とする。

一方、他の一括資料と比べて汐留16I-060は尺が著しく多く、汐留44J-151は三寸が多くを占め、揃いが確認できなかった。そのため、筆者は未だ特定の事例を想定できていないが分類A1の武家儀礼とは別の用途のための道具一式である可能性が考えられる。この別の用途について、武家儀礼とは限定できない。

分類A2の一括資料は、分類A1と製品の製作技術

が類似するものの器種・法量構成が異なるものである。東大御殿537と汐留26I-521のどちらの資料も武家地から出土しており、上記の分類A1の考察から、A2は武家儀礼道具一式の一部だけが遺存したとも考えられるものの、東大御殿537は表向とは別の目的に応じた道具の可能性が指摘できる。この点については、次節で詳述する。

4-3. 分類A1の居住者と点数

・居住者

分類A1の一括資料が出土した地点の居住者は、殆どが大名であり、徳川家(名古屋)、伊達家(仙台)は御三家と外様ながら国持大名、また金沢の前田家の支藩である大聖寺があり、永井家と藤井松平家、どちらも譜代大名である。

分類A1と同様の器種・法量構成の道具は、大名という階層が所有する道具立てであると推定できるが、今回の抽出基準である30枚以上というのは、前述のような政治上重要な位置を占める大名や、大身大名の道具立てを表す可能性がある。

ここで問題になるのが、尾張155-5J-5である。この居住者は、報文では正保元年(1644)と推定される「正保年間江戸図」に「松平大隅与力同心」と記されているため、地図通り「松平大隅与力同心」の遺物としている。江戸幕府の与力・同心は御目見得以下の御家人であり下級武士にあたる。しかし他の一括資料では全てが大藩や政治上重要な位置にある藩が居住者であった地点から出土している。

そこで、この報文の居住者の根拠となっている古地図についての建築史学における研究を参考にする。「正保年間江戸図」については、金行信輔が分析を行っている(金行2007, 2008)。金行は地図に記された居住者の場所、区画等と、文献史料上の記述を対比し、地図の年代を推定した結果、「正保年間江戸図」の年代は承応元年(1652)8月以降の成立と判明した。また新たに確認された「寛永江戸全図」は、これより古く寛永19年(1642)9月～20年(1643)9月に成立したと推定した。「寛永江戸全図」を見ると、55-5J-5が検出された地点には「松平大隅与力同心」が確かに記されているが、付近には「板倉周防守下屋敷」や「加賀大姫君様」また「土屋大次郎下屋敷」⁴⁹⁾が記されている(之潮編集部2007)。また「正保年間江戸図」では「松平大隅与力同心」と「加賀大姫君様」の境目がないのに対して、「寛永江戸全図」では境界線が引かれ、「松平大隅与力同心」の範囲が狭く描かれている。

以上のことから、尾張 155-5J-5 の居住者（所有者）は、この地点付近の大家であった可能性を指摘したい。

・使用人数と陶磁器の総点数

一括出土資料の分類 A1 の中には 100 点以上のものが 3 つあり、東大病院 L32-1 は 553 点、口径の計測できない遺物も含めると 576 点で最多であった。一方、朝鮮通信使は約 500 人相手に 1655 点もの磁器を用意している。前者は後者の約 3 割に当たる。

3 章 2 節で引用したが、元和 9 年（1623）の尾張邸への御成では、御供衆以下の膳部に限り単純計算すると、2660 人前必要である。更に時代が下るが、元禄 15 年（1702）の前田家（金沢）藩邸への御成では朝夕の饗膳が用意されるが夕だけで 5560 人前の用意が必要であったと記録されている（堀内 2000a）。どちらも、朝鮮通信使と比べて数倍の人数である。勿論全ての者に上質な磁器製品が使用されたとは考えられないが、江戸藩邸において御成などで身分が上から下の者まで含めてもてなす際には朝鮮通信使向けに準備された道具数よりも多くの器が必要になると推測できる。

しかしこの分析には、出土形態から所有されていた数量を算出する実験考古学的研究や、儀礼における献立、参加人数についての文献史料の分析が必要となるため、今後の課題としたい。

・出土総点数と石高

近世武家の軍役が石高に応じて決められているように、石高は政治・経済等、武家のあらゆる面に関連しており、武家を対象に研究する際の 1 つの指標として石高は取り上げられる。そこで居住者の石高と、抽出一括資料の総点数との比較を行う。端的に予想すれば、石高が大きいほど、行事・儀礼の規模も大きくなり、道具の数量は多くなると予想できそうである。

分類 A1 の各資料の対象器種の総点数と居住者の石高を表 8・図 7 に示した。図を見ると居住者の石高との相関性は見られない。この点は、水本の指摘を改めて確認できた（水本 2016）。なお近世当時の道具が使用・廃棄され、発掘され報告されるまでの過程には多くのバイアスがかかり、出土形態と所有形態との差には様々な要因が想定できるため、所有形態の復元方法については今後の課題としたい。

図 7 では他方、100 点未満のものが多い。堀内秀樹は御殿空間における使用・所有形態の相違について、藩の公務を行う「表」と、藩主と家族が居住する「奥」があるため、表御殿と、中奥・奥御殿等との 2 つの使用モデルを提示した（堀内 2016）。同論文で堀内は、

それぞれの特徴を記述し、後者について「よりプライベートな側面を有することから、表向で使用する道具よりも所有者の嗜好などの個性が反映されることも多いと想定される」と述べた（堀内 2016：124）。

文献史学研究者である吉田伸之が藩邸の空間構造を、御殿空間と詰人空間に分けることを提言し（吉田 2000）、近世考古学は参考にしてきたが、各空間の詳細について出土遺物から迫ろうとする研究であり、筆者も参考としたい。分類 A1 の内で総点数が 100 点前後以上の資料は表御殿での使用を目的として保管されていたと想定できる。また火災資料の場合、接合されている破片が少なく、もともと保管されていた器の数量と、出土し接合・復元された個体数との差が大きいたことが予想されることは前節で述べた。

一方で東大御殿 537 は、分類 A2 であるが総点数は 60 未満である。先述の通り図 4 の皿には揃いのものがあり、破片の接合する割合が他と比べて高く（特に図 4.13・16・17・18）、出土形態が所有形態を比較的良好に反映していると考えられる。また本資料からは食膳具としての用途が想定しにくい、いわゆる蓋物や壺類が 7 点出土し、髪結道具の用途が指摘されている油壺（図 4.20）も見られる。そのため、本資料は藩邸の表向の行事・儀礼とは異なる目的のための道具立てと評価できる。従って、分類 A で出土総点数が数十点のみの資料の場合は、次の 2 通りの解釈ができる。すなわち表向での使用を目的とした道具が廃棄・埋没・発掘の過程で数量が減少あるいは復元が困難となり、出土・復元した個体数が、もともと所有されていた数量を比較的反映していない場合、もう 1 つは表向とは別の多様な用途に応じた所有形態を反映している場合である。

4-4. 一括出土資料の使用モデル

以上の分析から、一括出土資料の性格・使用モデルを次のように想定する。

一括出土資料の分析で、武家儀礼道具の性格が強かった分類 A1 と、文献史料の分析による鍋島と朝鮮通信使の道具を比較したところ、両者を構成する器種・法量の規格とおおよその傾向は類似していた。そのため分類 A1 は武家が藩邸における大人数での儀礼を目的として保管・使用していたものの内、表向の道具立てであると考えた。

なお分類 A1 に含まれる他の一括資料と比べて器種・法量構成が異なり、揃いの確認できなかった一括資料については、分類 A1 の武家儀礼とは別の用途のための道具一式である可能性を指摘した。また分類

A2については後述するが、表向の行事・儀礼以外の使用を目的とした道具であると想定した。

分類Bでは次の2つの性格、つまり日本橋一丁目416号の陶磁器卸売業者の商品、隼町558号と蛸殻町一丁目125号のような一部は武家儀礼道具に使用した可能性もあるが他の用途の製品も混在する資料である。分類Cの性格は、次の2つが想定される。内藤町31号は飲食業者の道具、和泉伯太1号の一部は武家儀礼道具の可能性はあるが他の道具が混在する資料である。

さて分類A1の資料が出土した地点は、全てが武家地であり殆どが政治上重要な位置にいた大名や大身の外様大名、その支藩である。尾張155-5J-5について報文では古地図の記載から下級武士と推定していた。古地図に関する建築史学の研究を参考にし、大名家の所有した道具である可能性を指摘した。

また点数については、分類A1の資料の中で最大の東大病院L32-1でも朝鮮通信使の器数の約3割に留まる。また江戸藩邸への将軍御成では、朝鮮通信使一行の数倍の人数へ膳を出さねばならず、東大病院L32-1でさえ、現在認識されている磁器の数倍の数量の道具が必要だった可能性を指摘した。

加えて、居住者の石高と、一括資料の総点数について、今回の分析では相関性が見られなかった。総点数が100点以上の資料は御殿の表向での使用を目的とした道具であると想定し、分類A2に含まれる総点数が57点の東大御殿537は遺物の接合率が高いこと、壺類や蓋物等が含まれることから表向の行事・儀礼以外の使用を目的とした道具であると想定した。そして、分類Aに含まれる資料には表向とは別の多様な用途に応じた所有形態を反映している可能性を指摘した。

上述のように本章では、2章と3章の結果を踏まえて、武家儀礼道具の器種・法量構成と総点数について検討し、器の規格とおおよその傾向について一括出土資料と文献史料の分析結果が類似すること、武家儀礼道具という評価が妥当であることを明らかにした。また器種・法量構成より分類した各々について、性格・使用モデルを提示した。他方、点数については文献史料から推定できる必要数よりも、一括出土資料の点数は数分の1であり、出土形態と所有形態の差の実態が分かった。

5. おわりに

本論で分析・考察する中でいくつか課題を挙げてきた。出土形態から所有形態の復元方法の検討や、儀礼に関する文献史料の調査・分析以外に、近世武家儀礼

研究に関する筆者の課題と展望を2点に絞って提示する。

・近世武家儀礼道具の各要素の分析

本稿では揃いの磁器に限って分析を行ったが、近世武家儀礼道具（飲食器）は、場面毎に3種類に分けられる。(1) 土器と白木の膳、(2) 茶陶、(3) 揃いの磁器と漆器である。これらを場面・材質ごとに分析することを今後の課題としたい。

・近世武家儀礼形成過程の検討

近世武家儀礼は、古代・中世の朝廷儀礼の影響を受け、変容しながら形成したとされている。本稿で主に対象とした近世的儀礼の様相が、どのように成立したのか検討したい。そのためには17世紀以前の関西地域や戦国城郭・城下町の資料の分析が欠かせないだろう。

謝辞

本稿は2015年12月に提出した修士論文を書き改めた。執筆に当たり、堀内秀樹先生を始め、大貫静夫先生、佐藤宏之先生、設楽博己先生のご指導を賜った。また文献史料の分析では小松愛子氏、林大樹氏にご助言を頂戴した。そして資料調査では、多くの方々、機関のご協力を得た。記して感謝申し上げたい。犬竹智裕氏、小野田恵氏、笹津備当氏、長佐古真也氏、仲光克顕氏、平田健氏、中央区教育委員会、東京大学埋蔵文化財調査室、東京都教育庁、東京都埋蔵文化財センター（五十音順）。

[註]

- 1) カワラケは漢字で「土器」と表記するが、器の材質に応じた名称、すなわち「陶器」や「磁器」に対する「土器」との混同を避けるために、本稿では「カワラケ」と表記する。
- 2) この中で堀内は、新宿分類を用いた井汲の分析が陶磁器の器種組成全体の比較では階層差・様相差が把握できないとしたのに対し（井汲1997）、「大名地や旗本地などは単一階層で構成されている訳ではなく、分析資料のサンプリング、相違が明瞭に確認できる属性の選択などに留意する必要があるだろう」と指摘し、出土した全器種・陶磁器を扱うのではなく目的に応じて分析資料・手法を限定・考慮する必要性があることを主張した（堀内2011:204）。
- 3) 鍋島の献上された器種・法量を参考にして8寸以上、7寸、5寸、3寸、猪口・碗の構成比を分析した。この論考は貿易陶磁研究会の研究集会で発表されたものであるため、明末清初の貿易陶磁と肥前磁器が混在する資料として、5事例のみが対象とされた。
- 4) 水本は更に、流行といった武家の好み、響応される将軍の好み、また武家儀礼・饗宴の内容による器の選択の違い等、多くの要素が影響する可能性をも指摘している（水本2016）。

- 5) 近世遺跡の研究では、出土した陶磁器・木製品、また動物骨等を題材に、「食」について蓄積がある(江戸遺跡研究会 1992 等)。また出土資料の場合、それが何月何日に何のために使用・廃棄されたのか復元するのは非常に困難なため、本節で扱う行事・儀礼の食食用かどうか判断しにくいという限界がある。
- 6) 正月元日、正月廿三日、二月十七日、三月六日、三月十三日、七月廿七日、十一月廿七日に「列座」という語を確認できた。
- 7) 「殿様御誕生日、奥様同誕生日御取合御祝ひ二付」と記され、祝膳が記された後、「赤飯」を「メ惣人数五十八人」に下さると記されている。
- 8) 例えば、6 月 3 日「昼飯二椀味噌買」、同月 11 日「そば・甘酒杯喰」、同月 29 日「昼飯焚(中略) 夕飯之茶焚、湯焚」と記されている。
- 9) 金沢図書館所蔵『加越能文庫』特 16.14-9。東京大学理蔵文化財調査室所蔵の複写による。
- 10) 「御誕生日御祝二付、御頭衆より御医師迄、御奥惣女中江被下方(三十六人)」(田嶋論文より)なお田嶋は、この誕生日祝を貞寿院(9 代利之の正室)のものとして推測した。
- 11) これは、儀礼に関わるカワラケの大規模廃棄例が 17 世紀以外では殆ど認められないとされており、近世を通じた研究の対象としては向かないと考えるからである。また陶磁器は木器・漆器と比べて劣化しにくく、遺跡の環境に左右されずに残存するという材質の特性によって、本稿では陶磁器を分析対象とする。
- 12) 近世都市江戸の範囲について定義は幾つか存在するが、今回は準備段階の集成であることと、今後近郊地域との比較も視野に入れているため、対象を 23 区内とした。
- 13) 陶器大皿・大鉢を含む一括資料は、皿・鉢以外の器種が比較的多く共伴し、非日常的食事に用いたとは想定しにくいため、今回は分析の対象外とする。
- 14) 恐らく、板倉重宗(1587～1656)であろう。慶長 10 年(1605)徳川秀忠の上洛に供奉し、將軍宣下の際従五位下周防守に叙任し、御書院番頭(恩給 6000 石)、京都所司代(2 万 7000 石余領)などを勤め、寛永元年(1624)父勝重の遺領を与えられ合計 3 万 8000 石となる。後に何度か加増され、明暦 2 年(1656)に下総関宿城主となり 5 万石を領した(『国史大辞典』)。
- 15) 拝領当時は出羽山形。
- 16) 報文には火災資料を挙げ、これに類似する「被災」資料として 5I-032 等を挙げている。そのため恐らく焼土を含むなどの特徴を有するのだろうが、報文に詳細が記されていない。
- 17) 報文中では『東藩史稿』から引用し、脇坂家について文化 3 年(1806)・文化 4 年(1807)・文政 7 年(1824)・天保 5 年(1834)に脇坂家芝屋敷が延焼・類焼等の被害を受けており、伊達家芝屋敷の記事は天保 5 年火災について「松平容敬日記」に内長屋被災が記されているとしている(東京都理蔵文化財センター 2006 第 1 分冊: 84)。これ以外の火災や、先の火災で、伊達家屋敷地でも被害があったことも予想できる。
- 18) 永井家は山城淀から寛文 9 年(1669)に丹後宮津へ転封された。
- 19) 同家は、徳川家康の 4 代前に当たる長親の 5 男利長を祖とする。家康以前成立していた、いわゆる松平諸家は三河各地に展開し、それぞれ本拠地名を付けて何々松平と呼ばれる(『国史大辞典』)。
- 20) 釘書されていた比率は、瓶類が 14%、皿類が 13%、鉢類が 5%、水注類が 1%、碗類が 1%未滿。この中で肥前染付「大皿」は約三割(20/69)を占める(新宿区生涯学習財団 2001: 44)。
- 21) 報文の調査によると、当該地域を含む旗本屋敷の安政 3 年(1856)の資料では、拝領が 49 名確認できるが、その内実際に居住していたのは約 1 割の 5 名であり、この内 1 人は貸借としていたことも記載されている。他の者については「地守附置」と記されている(北原 1988;新宿区内藤町遺跡調査会 1992 第 3 分冊)。
- 22) 両分類は、新宿区と東京大学構内遺跡の調査機関が、1980 年代末から 1990 年代に編みだしたもので、便宜的に「新宿分類」や「東大分類」と呼称される。数回の改変を経ているが、今回は割愛する(井汲 1991, 1992, 1997; 成瀬・堀内 1990、安芸他 1999、大成 2015)。
- 23) 「極小皿」は口径 2 寸前後以下(76mm 未滿)、「小皿」は 3～4 寸(76～136mm)、「五寸皿」は 5 寸前後(136～167mm)、「中皿」は 6～8 寸(167～258mm)、「大皿」は 9 寸以上(258mm 以上)としている(井汲 1991: 11・19)。
- 24) 明和 2 年(1765)刊『明和武鑑』の松平信濃守重茂(肥前佐賀)の時献上の項目『江戸幕府大名武鑑編年集成』11:28-29(深井・藤実 1999-2000)。管見の限り『武鑑』における鍋島家(佐賀)の献上・時献上の記述では、正徳 4 年(1714)に「焼物」と記され、明和 2 年(1765)に初めて時献上の項目に「十一月 鉢・大皿・小皿・中皿・猪口」と記される。
- 25) 『重茂公御年譜』宝暦 10 年(1760)12 月 6 日条「年中御献上物御伺書、御用番へ差出サル御伺書左ノ通」『佐賀県近世史料』1 巻 4 編: 503-506(佐賀県立図書館 1993-)。
- 26) 「法量不計測」は口縁部の無い資料も含めて集計し、「口径計測」は口径部の残存し、法量が推定できるもののみを集計した。表 4 ではどちらも、各項目(器種・法量)が各一括資料の合計に占める割合をデータバーで示した。
- 27) つまり、 $3 < 12\text{cm} \leq 5 < 18\text{cm} \leq 7 < 24\text{cm} \leq 8 < 30\text{cm} \leq 尺$ となる。また煩雑になるのを避けるため、「三寸の皿」や「五寸の鉢」ではなく単に「三寸」や「五寸」と省略する。
- 28) 以下、筆者の分類に基づく法量を三寸・五寸など漢数字で表し、実際の口径の寸法は 3 寸・4 寸など算用数字を用いて表記する。
- 29) 『図説江戸遺跡研究事典』では大皿の用途として、近世前期の武家儀礼と後期における料理屋・宴会での使用が想定できる等の若干の記述がある(江戸遺跡研究会 2001: 175・313-315)。
- 30) 本資料は報文記載の新宿分類を、筆者の分類に近い、坏、碗・皿のみを対象とし、「極小皿」と「小皿」を三寸、「五寸皿」を五寸、「中皿」を七寸、「大皿」を尺として集計した。また碗については、写真に掲載された碗類約 90 点中で 45 点程が広東碗と端反碗であろう。そのため、碗数 1305 の約半数にあたる 652 点の広東碗・端反碗が含まれるとして扱う。そして、報文の記載からは粗製品を判断できないので 0 点とした。
- 31) 新宿分類は、1990 年代に提示された(井汲 1991)。この新宿分類は筆者の器種分類と異なる点、「大皿」・「大鉢」は 258mm 以上である点と、鉢類は皿と違って 3 つにしか分類していない点(恐らく法量上で碗との対応関係を考慮したと推測する)に留意する必要がある。そのため本稿では、各碗類・皿類・鉢類、猪口のみで行い、他資料で分類困難な「薄手小坏」は除外した。
- 32) 宮崎勝美「大名屋敷の性格と配置」『図説江戸考古学研究事典』(江戸遺跡研究会 2001: 48)
- 33) 將軍が鷹狩に用いるタカは、諸藩・朝鮮から献上または御栗鷹山で捕獲される。鷹狩によって得られた獲物は、諸大名などへ下賜された。この鶴・雁等の鳥を「御鷹之鳥」と呼ぶ。この「御鷹之鳥」を拝領した大名は、秋田藩の場合、幕閣を呼んだり、家臣を集めたりして御振舞を行った。

- 34) 寛永元年(1624)正月23日に大御所秀忠は紀伊家初代頼宣邸へ、2月6日には水戸家初代頼房邸へ御成した。紀伊家への御成に関して史料には「規式先年如尾張黄門亭」(『南紀徳川史』元禄10年正月廿三日条、佐藤(1980)論文より引用)と記され、水戸家への御成について「さきに紀伊邸へならせ給ひしにかはらず」(『大猷院殿御実紀』2、寛永元年二月六日条)と記されていることから、御三家への御成が同一の規式のもとに行われ、これをもって御成規式の確立と見ることができると佐藤は考察した(佐藤1980)。
- 35) 「御供衆は五五三の膳部、三百人前。御歩行衆は三の膳、二百人前。晩の振舞もあり。西北東口御番足軽衆は三の膳、六十人前。御中間衆は三の膳、二百人前。晩の振舞もあり。楽屋の膳部、三の膳五百人前。一日に三度出る。都合千五百人前」(佐藤1981)。単純に計算して次のようになる。 $300 + 200 \times 2 + 60 + 200 \times 2 + 500 \times 3 = 2660$
- 36) これらは器よりも中身に重点が置かれて記述されており、具体的な器種まで推定しきれないものが多かったため、除外した。
- 37) 「天和二朝鮮人来朝万調物本帳 上第一」『記録』3:7(福岡地方史研究会古文書を読む会1993-2000)
- 38) 津田政隣著の『政隣記』宝暦14年(1764)2月27日条には、江戸城での朝鮮通信使への公儀饗応の記録が記されている(高木2012:65)。これについては、小松愛子氏よりご教示いただいた。
- 39) 『記録』3:7・23
- 40) 『記録』3:7
- 41) 『記録』3:170
- 42) 『記録』3:7
- 43) 茶碗・茶椀は主に平安時代から室町時代にかけて、いわゆる茶碗の意、また中国磁器を指したとされ、江戸時代には茶碗に代わって南京が磁器を指す言葉になったとされる(矢部2011:892-893)。ここでは中国産であるかは不明であるため、磁器製品を意味するとのみ捉えたい。
- 44) 『記録』3:7・13
- 45) 1膳には異なる大きさの皿・鉢と、飯椀・汁椀等が配される。
- 46) 「天和二 官人来帰相嶋定番衆記録」『記録』5所収(福岡地方史研究会古文書を読む会1993-2000)
- 47) 『重茂公御年譜』宝暦10年(1760)12月6日条「年中御献上物御伺書、御用番へ差出サル御伺書左ノ通」『佐賀県近世史料』1編4巻:503-506(佐賀県立図書館1993-)
- 48) 石野明所蔵の文書。平野論文より引用、一部表記を変更した(平野1982:1・25-27)。
- 49) 土屋利直(1607-1675)か。慶長17年(1612)から、上総国久留里藩主(2代目)2万石。元和7年(1621)に秀忠近習。
- [引用文献]
- 発掘調査報告書名の行政区名は省略した。また文献史料は編纂者等を冒頭に、著者は末尾に示した。
- 安芸穂子・大成可乃・大貫浩子・坂野貞子・成瀬晃司・堀内秀樹 1999 『東京大学構内遺跡出土陶磁器・土器の分類(1)』(東京大学構内遺跡調査研究年報2別冊)東京大学理蔵文化財調査室
- 朝倉治彦 1973 『守貞漫稿』(中)東京堂出版(喜田川守貞著)
- 井汲隆夫 1991 『江戸遺跡検出のやきもの分類(兼凡例)』(東京都新宿区四谷三丁目遺跡別冊)東京消防庁・新宿区四谷三丁目遺跡調査団
- 井汲隆夫 1992 「近世やきものの器種分化」『内藤町遺跡 第2分冊遺物編』新宿区内藤町遺跡調査会, 373-383
- 井汲隆夫 1997 「江戸遺跡出土の磁器・陶器・炆器・土器器種組成:南山伏町遺跡を中心に」『南山伏町遺跡』新宿区南山伏町遺跡調査団, 455-459
- 岩淵令治 2004 「旧大名家嫡子の食生活と東京の商人・職人」『江戸武家地の研究』塙書房, 333-402(初出:1997『東京都江戸東京博物館研究報告』2)
- 江後迪子 1999 「武家の江戸屋敷の生活Ⅱ:鹿兒島藩島津家中奥日記から」『港区立港郷土資料館研究紀要』5:1-24
- 江後迪子 2012 「宇和島藩伊達家の婚礼記録について:食の記録を中心に」『港区立港郷土資料館研究紀要』14:78-83
- 江後迪子・上田理沙 2011 「宇和島藩伊達家の食」『港区立港郷土資料館研究紀要』13:79-86
- 江戸遺跡研究会編 1992 『江戸の食文化』吉川弘文館(1988年1月30-31日に開催した江戸遺跡研究会第1回大会「江戸の食文化」の研究発表の記録)
- 江戸遺跡研究会編 2001 『図説江戸考古学研究事典』柏書房
- 大坪藤代・秋山照子 1995 「朝鮮通信使饗応食(第7報):公儀及び道中饗応食の膳組の推移」『長崎女子短期大学紀要』19:129-135
- 大坪藤代・宮川金二郎・秋山照子 1990 「朝鮮通信使の饗応食(第3報):対馬における通信使接待」『食生活文化調査研究報告集』7:1-13
- 大友一雄 1999 『日本近世国家の権威と儀礼』吉川弘文館
- 大成可乃 2015 「東京大学構内遺跡出土陶磁器・土器の分類(2)」『東京大学構内遺跡調査研究年報』(7(2007・2008年度)):223-314・表(本書第4部東京大学理蔵文化財調査室研究紀要7に掲載)
- 大橋康二 2007 『將軍と鍋島・柿右衛門』雄山閣
- 岡崎寛徳 2006 『近世武家社会の儀礼と交際』歴史科学叢書 校倉書房
- 岡山大学附属図書館貴重資料刊行推進会 2013 『朝鮮通信使饗応関係資料』池田家文庫資料叢書2 岡山大学出版会
- 金行信輔 2007 『寛永江戸全図解説』(仮撮影版)之潮
- 金行信輔 2008 「904「正保江戸図」の年代について(建築歴史・意匠)」『日本建築学会中国支部研究報告集』31:901-904
- 北原糸子 1988 「江戸時代の四谷北伊賀町武家屋敷」『三栄町遺跡』新宿区教育委員会, 213-242
- 木津聿斎 1928 『調味料理菜6』木津三辰
- 熊倉功夫 1998 「日本料理における献立の系譜」『全集日本の食文化7:日本料理の発展』雄山閣出版, 15-40(初出:石毛直道編1985『論集東アジアの食事文化』平凡社)
- 呉市入船山記念館・頼祺一 1990 『広島藩・朝鮮通信使来聘記』呉市・安芸郡下蒲刈町
- 後藤宏樹 2001 「「食器」としての漆器椀の変遷とその背景」『食器にみる江戸の食生活』江戸遺跡研究会大会発表要旨14 江戸遺跡研究会, 97-112
- 小宮木代良 2003 「近世武家政治社会形成期における儀礼」『日本の時代史14:江戸幕府と東アジア』吉川弘文館, 182-219
- 之潮編集部 2007 『寛永江戸全図』(仮撮影版)之潮
- 佐賀県立図書館 1993- 『佐賀県近世史料』佐賀県立図書館
- 佐藤豊三 1974-86 「將軍家「御成」について(1)-(9)」『金鱗叢書:

- 史学美術史論文』1・2・3・4・6・7・8・11・13
- 佐藤豊三 1980 「将軍家「御成」について(6):徳川将軍家の御成その1 徳川幕府創始期の御成」『金鯪叢書:史学美術史論文』7: 537-574
- 佐藤豊三 1981 「将軍家「御成」について(7):徳川将軍家の御成その2 徳川幕府確立期の御成」『金鯪叢書:史学美術史論文』8: 565-626
- 佐藤豊三 1984 「将軍家「御成」について(8):徳川将軍家の御成その3 徳川幕府安定期の御成」『金鯪叢書:史学美術史論文』11: 303-365
- 汐留地区遺跡調査会 1996 『汐留遺跡』
- 島崎とみ子 1999 「朝鮮通信使の来日における諸大名の対応について」『女子栄養大学紀要』30: 189-196
- 島崎とみ子 2000 「江戸時代の料理と器具」『江戸文化の考古学』吉川弘文館, 55-85
- 島崎とみ子・高正晴子 1991 「近世における朝鮮通信使の饗応記録に関する研究(第1報)」『食文化助成研究の報告』1: 121-144
- 島崎とみ子・山下光雄 1989-91 「東海道三十三次饗応の旅」『月刊専門料理』24-26(25(2)を除く24(6)~26(6)全24連載)
- 島村妙子 1972 「幕末下級武士の生活の実態:紀州藩一下士の日記を分析して」『史苑』32(2): 45-77
- 四門 2011 『神田淡路町二丁目遺跡:淡路町二丁目西部地区第一種市街地再開発事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書』淡路町二丁目西部地区市街地再開発組合・四門
- 林 英夫 1983 「単身赴任下級武士の幕末「江戸日記」:和歌山藩士酒井伴四郎の日記」『地図で見る新宿区の移り変わり:四谷編』東京都新宿区教育委員会, 530-559
- 新宿区生涯学習財団 2001 『内藤町遺跡3』
- 新宿区内藤町遺跡調査会 1992 『内藤町遺跡』
- 高木喜美子 2012 『政鄰記:従天曆十一年致安永七年』桂書房(津田政隣著)
- 田嶋正和 1998 「大聖寺藩江戸藩邸の御膳所記録」『えぬのくに』43: 76-87
- 地下鉄7号線溜池・駒込間遺跡調査会 1994 『和泉伯太藩上屋敷跡』地下鉄7号線溜池・駒込間遺跡発掘調査報告書1
- 千代田区隼町遺跡調査会 1996 『隼町遺跡』
- 筒井紘一 1998 「会席料理の近世的展開」『全集日本の食文化7:日本料理の発展』雄山閣出版, 41-69(初出:1994『茶湯:研究と資料』23)
- 東京大学遺跡調査室 1990 『東京大学本郷構内の遺跡医学部附属病院地点』東京大学遺跡調査室発掘調査報告書3
- 東京大学埋蔵文化財調査室 1990 『東京大学本郷構内の遺跡山上会館・御殿下記念館地点』東京大学埋蔵文化財調査室発掘調査報告書4
- 東京都中央区教育委員会 2005 『日本橋蛸殻町一丁目遺跡』
- 東京都埋蔵文化財センター 1996 『尾張藩上屋敷跡遺跡1』東京都埋蔵文化財センター調査報告30
- 東京都埋蔵文化財センター 1997 『汐留遺跡1』東京都埋蔵文化財センター調査報告37
- 東京都埋蔵文化財センター 2001 『尾張藩上屋敷跡遺跡7』東京都埋蔵文化財センター調査報告97
- 東京都埋蔵文化財センター 2003 『宇和島藩伊達家屋敷跡遺跡』
- 東京都埋蔵文化財センター調査報告134
- 東京都埋蔵文化財センター 2005 『萩藩毛利家屋敷跡遺跡』東京都埋蔵文化財センター調査報告162
- 東京都埋蔵文化財センター 2006 『汐留遺跡4』東京都埋蔵文化財センター調査報告189
- 成瀬晃司 2000 「加賀藩本郷邸内『黒田門邸』出土時期の様相」『竹石健二先生・澤田大多郎先生還暦記念論文集』竹石健二先生・澤田大多郎両先生の還暦を祝う会, 197-212
- 成瀬晃司・堀内秀樹 1990 「消費地遺跡における陶磁器の基礎的操作と分析:東京大学構内遺跡病院地点出土資料を例に」『東京大学本郷構内の遺跡医学部附属病院地点』東京大学遺跡調査室発掘調査報告書3, 821-860
- 日本橋一丁目遺跡調査会 2003 『日本橋一丁目遺跡』
- 服部 郁 1994 「近世瀬戸窯における磁器生産の開始と展開」『瀬戸市埋蔵文化財センター研究紀要』2: 123-152
- 彦根藩資料調査研究委員会 2004 『譜代大名井伊家の儀礼』彦根城博物館叢書5 彦根城博物館
- 平野敏三 1982 『信楽』陶芸の歴史と技法 技報堂出版
- 深井雅海・藤実久美子 1999-2000 『江戸幕府大名武鑑編年集成』東洋書林
- 福岡地方史研究会古文書を読む会 1993-2000 『福岡藩朝鮮通信使記録』1-13 福岡地方史研究会
- 藤沢良祐 1998 「近世瀬戸磁器編年の再検討:磁器端反碗を中心に」『橋崎彰一先生古希記念論文集』真陽社, 377-388
- 藤本 強 1990 『埋もれた江戸:東大の地下の大名屋敷』平凡社
- 堀内秀樹 1997 「東京大学本郷構内の遺跡における年代的考察」『東京大学構内遺跡調査研究年報』1: 279-305
- 堀内秀樹 2000a 「史料から見た御成と池遺構出土資料」『加賀殿再訪:東京大学本郷キャンパスの遺跡』東京大学コレクション10 東京大学総合研究博物館, 138-147
- 堀内秀樹 2000b 「江戸遺跡出土陶磁器の段階設定とその画期」『竹石健二先生・澤田大多郎先生還暦記念論文集』竹石健二先生・澤田大多郎両先生の還暦を祝う会, 213-231
- 堀内秀樹 2005 「加賀藩・大聖寺藩江戸屋敷で使用された肥前磁器と「古九谷」」『東京大学本郷構内の遺跡医学部附属病院外来診療棟地点』東京大学埋蔵文化財調査室発掘調査報告書5, 543-559
- 堀内秀樹 2007 「17世紀の陶磁器からみた江戸社会」『関西近世考古学研究』15: 84-110
- 堀内秀樹 2009 「宴会道具としての貿易陶磁器の再評価:大聖寺藩邸出土の貿易陶磁器L32-1」『竹石健二先生・澤田大多郎先生古希記念論文集』六一書房, 185-206
- 堀内秀樹 2011 「大名藩邸で使用された陶磁器と御殿の生活」『江戸の大名屋敷』吉川弘文館, 181-206(本書は2006年11月江戸遺跡研究会第20回大会「江戸の大名屋敷」を基に編集)
- 堀内秀樹 2012 「加賀藩邸への御成と陶磁器」『陶説』715: 31-34
- 堀内秀樹 2013 「江戸遺跡出土の明末・清初の貿易陶磁器:分類・年代的様相と揃い一括資料の評価」『近世都市江戸の貿易陶磁器発表要旨』第34回貿易陶磁研究会研究集会 日本貿易陶磁研究会;近世貿易陶磁器調査・研究グループ, 161-172
- 堀内秀樹 2016 「江戸大名藩邸出土陶磁器の消費モデル:加賀藩本郷邸の出土資料の分析から」『中近世陶磁器の考古学2』雄山閣, 119-137

- 堀内秀樹・坂野貞子 1996 「江戸遺跡出土の18・19世紀の輸入陶磁」『東京考古』14：99-118
- 堀内秀樹・島崎とみ子 2013 「朝鮮通信使饗応と器」『徳川将軍家の器：江戸城跡の最新の発掘成果を美術品とともに』日比谷図書文化館・千代田区教育委員会，137-144
- 堀 新 1996 「近世武家官位の成立と展開：大名の官位を中心に」『新しい近世史1：国家と秩序』新人物往来社，185-231
- 堀 新 1997 「近世武家官位試論」『歴史学研究』703：90-99
- 丸山雍成 1999 「近世における大名・庶民の食生活：その料理献立を中心として」『全集日本の食文化2：食生活と食物史』雄山閣，173-198（初出：1994『VESTA』20）
- 水本和美 2016 「明暦3年（1657）における譜代大名松平（藤井）家の器とその格式：東京都千代田区有楽町一丁目遺跡の070号遺構出土陶磁器群の分析から」『近世肥前磁器研究の諸問題：江戸前期の廃棄年代が判る新資料を中心として』近世陶磁研究会資料6 近世陶磁研究会，20-77
- 宮腰松子 1968 「江戸後期武家の食事について」『神戸女学院大学論集』14（3）：29-64
- 宮腰松子 1971 「幕末ある大名の「御献立帖」」『風俗』10（1）：26-40
- 武蔵文化財研究所 2015 『有楽町一丁目遺跡』
- 森本伊知郎 2009 『近世陶磁器の考古学：出土遺物からみた生産と消費』椋山女学院大学研究叢書35 雄山閣
- 矢部良明編 2011 『角川日本陶磁大辞典』（普及版）角川学芸出版（初版：2002年）
- 山本文子 2012 「全国の遺跡から出土した鍋島焼にみる献上と贈遣」『将軍家献上の鍋島・平戸・唐津：精巧なるやきもの』佐賀県立九州陶磁文化館，204-218
- 吉井始子 1978 『翻刻江戸時代料理本集成1：料理物語・料理切形秘伝抄・料理献立集・合類日用料理抄』臨川書店
- 吉田伸之 2000 「近世の城下町：江戸から金沢へ」『巨大城下町江戸の分節構造』山川出版社，343-360（初出：1988「近世の城下町・江戸から金沢へ」『都市と景観の読み方』歴史の読み方2 朝日新聞社）

A Study on Ceremonial Tableware in Daimyo's Edo Residences

Takeshi YUZAWA

In studies of Post-Medieval archaeology, it is known that there are particular sets of tableware, such as porcelain dishes and bowls (Jingdezhen, Zhangzhou, Hizen ware, etc.), which are used in Daimyo(feudal lords)'s Edo Residences for some ceremonial purposes. In this article, I will show a “use model” of them, which explains what a situation would be associated with them, from the analysis of archaeological remains.

For this purpose, firstly I examined data from archaeological reports and selected some ware sets closely related with the ceremonial contexts. Secondly, I analyzed quantitative composition of them in terms of size and shape and found some patterns, which showed chronological change. Also, to confirm the validity of the analysis, I compared the result from the analysis with historical records about Samurai(warrior clans)'s ceremonies(*Bukegirei*). Finally, I showed the “use model” of them for the ceremonies performed in Daimyo's Edo Residences.